

三十三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)</p> <p>11-2-8</p> <p>(1)</p> <p>(2) 貸付金又は有価証券（以下この(2)において「貸付金等」という。）に係る未収利息を資産に計上している場合において、当該計上した事業年度終了の日（当該貸付金等に係る未収利息を2以上の事業年度において計上しているときは、これらの事業年度のうち最終の事業年度終了の日）から2年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までの期間に、各種の手段を活用した支払の督促等の回収の努力をしたにもかかわらず、当該期間内に当該貸付金等に係る未収利息（当該資産に計上している未収利息以外の利息の未収金を含む。）につき、債務者が債務超過に陥っている等の事由からその入金が全くないこと</p> <p>(売掛金、貸付金に準ずる債権)</p> <p>11-2-16</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>通算税効果額に係る未収金</u></p>	<p>(担保物の処分以外に回収が見込まれない場合等の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ)</p> <p>11-2-8</p> <p>(1)</p> <p>(2) 貸付金又は有価証券（以下この(2)において「貸付金等」という。）に係る未収利息を資産に計上している場合において、当該計上した事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>終了の日（当該貸付金等に係る未収利息を2以上の事業年度において計上しているときは、これらの事業年度のうち最終の事業年度終了の日）から2年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までの期間に、各種の手段を活用した支払の督促等の回収の努力をしたにもかかわらず、当該期間内に当該貸付金等に係る未収利息（当該資産に計上している未収利息以外の利息の未収金を含む。）につき、債務者が債務超過に陥っている等の事由からその入金が全くないこと</p> <p>(売掛金、貸付金に準ずる債権)</p> <p>11-2-16</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する「法人税の負担額」又は「法人税の減少額」として帰せられる金額に係る未収金</u> <u>（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものを</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 法人がその有する売掛金、貸付金等の債権について取得した先日付小切手を<u>同項</u>に規定する金銭債権に含めている場合には、その計算を認める。</p>	<p><u>除く。)</u></p> <p>(注) 法人がその有する売掛金、貸付金等の債権について取得した先日付小切手を<u>法第 52 条第 2 項</u>に規定する金銭債権に含めている場合には、その計算を認める。</p>

三十四 欠損金の繰越し

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 節 <u>欠損金の繰越し</u></p>	<p>第 1 節 <u>青色申告事業年度の欠損金</u></p>
<p>(繰越欠損金の損金算入の順序)</p> <p>12-1-1 法第 57 条第 1 項(欠損金の繰越し)の規定による欠損金額の損金算入は、当該事業年度に繰り越された欠損金額が 2 以上の事業年度において生じたものからなる場合には、そのうち最も古い事業年度において生じた欠損金額に相当する金額から順次損金算入を行うものであることに留意する。</p> <p>(共同で事業を行うための合併等の判定)</p> <p>12-1-3 法第 57 条第 3 項(欠損金の繰越し)に規定する「共同で事業を行うための合併」に該当するかどうかの判定に当たっては、1-4-4(従業員の範囲)から 1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。</p> <p>同条第 4 項に規定する「共同で事業を行うための適格組織再編成等」に該当するかどうかの判定に当たっても、同様とする。</p>	<p>(繰越欠損金の損金算入の順序)</p> <p>12-1-1 法第 57 条第 1 項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定による欠損金額の損金算入は、当該事業年度に繰り越された欠損金額が 2 以上の事業年度において生じたものからなる場合には、そのうち最も古い事業年度において生じた欠損金額に相当する金額から順次損金算入を行うものであることに留意する。</p> <p>(共同で事業を行うための合併等の判定)</p> <p>12-1-3 法第 57 条第 3 項(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)に規定する「共同で事業を行うための合併」に該当するかどうかの判定に当たっては、1-4-4(従業員の範囲)から 1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。</p> <p>同条第 4 項(青色欠損金の繰越しに係る制限)に規定する「共同で事業を行うための適格組織再編成等」に該当するかどうかの判定に当たっても、同様と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法人を新設する適格合併に係る被合併法人が3以上ある場合の取扱い)</p> <p>12-1-4 法人を新設する適格合併が行われた場合において、当該適格合併に係る被合併法人が3以上あるときにおける法第57条第3項(欠損金の繰越し)の規定の適用については、被合併法人ごとに、それぞれ他の被合併法人との間でそれぞれ同項の規定の適用があるかどうかを判定することに留意する。</p> <p>この場合において、被合併法人と他の被合併法人とのいずれかの間で同項の規定の適用がある場合には、その適用のある法人間の同項に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」のうち最も遅い日の属する事業年度が、同項各号の支配関係事業年度となることに留意する。</p> <p>(最後に支配関係を有することとなった日)</p> <p>12-1-5 <u>次に掲げる規定の「最後に支配関係を有することとなった日」とは、それぞれ次に定める日をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) 法第57条第3項第1号(欠損金の繰越し)及び同条第4項第1号(内国法人と支配関係法人等(同条第3項に規定する被合併法人等及び同条第4項に規定する支配関係法人をいう。))との間において、同条第3項の「当該適格合併の日」、同項の「当該残余財産の確定の日」又は同条第4項の「適格組織再編成等の日」のそれぞれの日の直前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係を有することとなった日</p> <p>(注) 令第112条第3項第5号、同条第4項第2号及び同条第7項(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)の「最後に支配関係を有することとなった日」についても、同様とする。</p>	<p>する。</p> <p>(法人を新設する適格合併に係る被合併法人が3以上ある場合の取扱い)</p> <p>12-1-4 法人を新設する適格合併が行われた場合において、当該適格合併に係る被合併法人が3以上あるときにおける法第57条第3項(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)の規定の適用については、被合併法人ごとに、それぞれ他の被合併法人との間でそれぞれ同項の規定の適用があるかどうかを判定することに留意する。</p> <p>この場合において、被合併法人と他の被合併法人とのいずれかの間で同項の規定の適用がある場合には、その適用のある法人間の同項に規定する「最後に支配関係があることとなった日」のうち最も遅い日の属する事業年度が、同項各号の支配関係事業年度となることに留意する。</p> <p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12-1-5 法第57条第3項第1号(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)及び同条第4項第1号(青色欠損金の繰越しに係る制限)の「最後に支配関係があることとなった日」とは、内国法人と支配関係法人等(同条第3項に規定する被合併法人等及び同条第4項に規定する支配関係法人をいう。))との間において、同条第3項の「当該適格合併の日」、同項の「当該残余財産の確定の日」又は同条第4項の「適格組織再編成等の日」のそれぞれの日の直前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係があることとなった日をいうことに留意する。</p> <p>令第112条第3項第5号、同条第4項第2号及び同条第7項(適格合併等による欠損金額の引継ぎ等)の「最後に支配関係があることとなった日」についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 法第 57 条第 8 項 通算親法人与通算法人との間において、同項の「通算承認の効力が生じた日」の直前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係を有することとなった日</u></p> <p><u>(注) 令第 112 条の 2 第 3 項第 2 号(通算完全支配関係に準ずる関係等)、同条第 5 項において準用する令第 112 条第 7 項及び令第 113 条第 13 項(引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例)において準用する同条第 8 項第 1 号に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」についても、同様とする。</u></p> <p><u>(共同事業に係る要件の判定)</u></p> <p><u>12-1-7 法第 57 条第 8 項(欠損金の繰越し)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定(以下 12-1-8 において「共同事業に係る要件の判定」という。)に当たっては、1-4-4(従業者の範囲)から 1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)</u></p> <p><u>12-1-8 令第 112 条の 2 第 4 項第 1 号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」とは、例えば、完全支配関係グループ(通算グループ(通算親法人及び当該通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下同じ。))に属する通算法人との間に同条第 3 項各号の支配関係のいずれもない法人及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係(法第 64 条の 9 第 1 項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)を有する法人によって構成されたグループをいう。)が当該通算グループに加入する場合にあっては、当該完</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>全支配関係グループに属するいずれかの法人にとって主要な事業ではなく、当該完全支配関係グループにとって主要な事業であることをいうのであり、当該完全支配関係グループにとって主要な事業が複数ある場合の共同事業に係る要件の判定に当たっては、そのいずれかの事業を令第112条の2第4項第1号に規定する通算前事業として同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(新たな事業の開始の意義)</u></p> <p><u>12-1-9 法第57条第8項(欠損金の繰越し)に規定する「新たな事業を開始した」とは、同項の通算法人が当該通算法人において既に行っている事業とは異なる事業を開始したことをいうのであるから、例えば、既に行っている事業において次のような事実があっただけではこれに該当しない。</u></p> <p><u>(1) 新たな製品を開発したこと。</u></p> <p><u>(2) その事業地域を拡大したこと。</u></p> <p><u>(新設法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>12-1-10 通算法人が法第57条第11項第3号括弧書(欠損金の繰越し)に規定する「当該内国法人が通算法人である場合において……事業年度でないときにおける当該内国法人」に該当するかどうかの判定(以下12-1-10において「新設法人判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同条第1項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下12-1-10において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況によるのであるが、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度の新設法人判定につ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>いても、同様とする。</u>	

三十五 災害損失金

改 正 後	改 正 前
<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 <u>令第 116 条第 1 号《災害損失金額の範囲》</u>に掲げる損失の額は、災害（法第 58 条第 1 項《<u>青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例</u>》に規定する災害をいう。以下この節において同じ。）のあった日の属する事業年度（以下この節において「被災事業年度」という。）又は災害のやんだ日の属する事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、<u>同号括弧書の資産の取壊し又は除去の費用</u>については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</p> <p>(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)</p> <p>12-2-2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は<u>令第 116 条柱書《災害損失金額の範囲》</u>の損失の額（以下この節において「災害損</p>	<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 <u>令第 116 条第 1 項第 1 号《災害による減失等の損失の額》</u>に掲げる損失の額は、災害（法第 58 条第 1 項《<u>青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し</u>》に規定する災害をいう。以下この節において同じ。）のあった日の属する事業年度（以下この節において「被災事業年度」という。）又は災害のやんだ日の属する事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、<u>同号括弧書に規定する取壊費等</u>については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</p> <p>(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)</p> <p>12-2-2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は<u>令第 116 条第 1 項《災害による繰越損失金の範囲》</u>に規定する損失の額（以下この</p>

改 正 後	改 正 前
<p>失の額」という。)に該当することに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)</p> <p>12-2-5 法第58条第1項<u>《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による欠損金の特例》</u>の欠損金額のうち災害損失金額(同項に規定する災害損失金額をいう。)に達するまでの金額に係る法第57条第1項<u>《欠損金の繰越し》</u>の規定の適用に当たり、被災事業年度において12-2-6《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額に含まれることに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定の設定)</p> <p>12-2-6</p> <p>(注)1</p> <p>2 災害のあった日の属する<u>中間期間</u>(以下この節において「被災中間期間」という。)に係る法第72条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書を提出する場合には、その被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方</p>	<p>節において「災害損失の額」という。)に該当することに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)</p> <p>12-2-5 法第58条第1項<u>《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》</u>の規定の適用に当たり、被災事業年度において12-2-6《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額に含まれることに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定の設定)</p> <p>12-2-6</p> <p>(注)1</p> <p>2 災害のあった日の属する<u>中間事業年度</u>(以下この節において「被災中間期間」という。)に係る法第72条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書を提出する場合には、その被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。</p> <p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 この明細書は、法人が、災害のあった日の属する事業年度等（法人税法第13条（<u>事業年度の意義</u>）及び第14条（<u>事業年度の特例</u>）並びに<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の法人税法（以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」）といたします。）第14条（<u>みなし事業年度</u>）に規定する事業年度並びに<u>令和2年旧法人税法</u>第15条の2（<u>連結事業年度の意義</u>）に規定する連結事業年度をいいます。）において、法人税基本通達12-2-6（<u>災害損失特別勘定の設定</u>）又は<u>廃止前の連結納税基本通達</u>（以下「<u>旧連結納税基本通達</u>」）といたします。）20-2-12（<u>災害損失特別勘定の設定</u>）に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項（<u>資産の評価損</u>）の規定の適用を受けたものは含まれません。</p> <p>(3)</p> <p>イ</p> <p>(注) 1</p> <p>2 法人税基本通達7-7-2（<u>有姿除却</u>）又は<u>旧連結納税基本通達</u>6-7-2（<u>有姿除却</u>）の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p>	<p>1 この明細書は、法人（<u>連結法人を含みます。以下同じ。</u>）が、災害のあった日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに<u>同法</u>第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）において、法人税基本通達12-2-6（<u>災害損失特別勘定の設定</u>）又は<u>連結納税基本通達</u>20-2-12（<u>災害損失特別勘定の設定</u>）に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項（<u>資産の評価損の損金算入</u>）の規定の適用を受けたものは含まれません。</p> <p>(3)</p> <p>イ</p> <p>(注) 1</p> <p>2 法人税基本通達7-7-2（<u>有姿除却</u>）又は<u>連結納税基本通達</u>6-7-2（<u>有姿除却</u>）の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p>

改 正 後	改 正 前
3	3
ロ	ロ
ハ	ハ
ニ	ニ
ホ	ホ
へ	へ
(4)	(4)
(災害損失特別勘定の益金算入)	(災害損失特別勘定の益金算入)
12-2-10	12-2-10
(1)	(1)
(2)	(2)
(注)	(注) <u>1</u>
	<u>2</u> 上記(2)の「1年経過事業年度」及び「被災事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。
(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)	(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)
12-2-11	12-2-11
.....
災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方	災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方
1 この明細書は、法人が法人税基本通達 12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)又は廃止前の連結納税基本通達(以下「旧連結納税基本通達」といいます)	1 この明細書は、法人(連結法人を含みます。以下同じ。)が法人税基本通達 12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)又は連結納税基本通達 20-2-

改 正 後	改 正 前
<p>す。) 20-2-16(災害損失特別勘定の益金算入)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等(法人税法第13条(事業年度の意義)及び第14条(事業年度の特例)並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第14条(みなし事業年度)に規定する事業年度並びに令和2年旧法人税法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。)後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12-2-7(災害損失特別勘定の</p>	<p>16(災害損失特別勘定の益金算入)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等(法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。)後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12-2-7(災害損失特別勘定の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>繰入限度額)の(2)又は旧連結納税基本通達 20-2-13(災害損失特別勘定の繰入限度額)の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4)</p> <p>(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)</p> <p>12-2-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</p> <p>12-2-13</p>	<p>繰入限度額)の(2)又は連結納税基本通達 20-2-13(災害損失特別勘定の繰入限度額)の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4)</p> <p>(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)</p> <p>12-2-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2 「修繕完了事業年度」、「被災事業年度」及び「1年経過事業年度までの各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</p> <p>12-2-13</p>

改 正 後

付表 災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書

※整理番号

納税地 〒 電話() -

(フリガナ)

法人名等

法人番号 (フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目

業

年月日

国税局長 殿
税務署長

法人名等 (フリガナ)

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局番) 電話() -

代表者氏名 (フリガナ)

代表者住所 〒

事業種目

業

整理番号

税務局

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 親署 → 子署 子署 → 親署

災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度等終了の日までに完了できない事情にありまして、法人税基本通達12-2-12(修繕等が完了した場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は(建設費)基本通達20-2-18(修繕等が完了した場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等 自 年 月 日 事業年度等 至 年 月 日 事業年度等

当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額-8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等				
	同上の修繕等の工事期間				
	同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	円	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額				

税理士署名

※税務署処理欄

部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通達口付印 年月日 捺印

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の記載の仕方

改 正 前

付表 災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書

※整理番号

※整理簿

納税地 〒 電話() -

(フリガナ)

法人名等

法人番号 (フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目

業

年月日

国税局長 殿
税務署長

法人名等 (フリガナ)

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局番) 電話() -

代表者氏名 (フリガナ)

代表者住所 〒

事業種目

業

整理番号

税務局

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 親署 → 子署 子署 → 親署

災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 事業年度等終了の日までに完了できない事情にありまして、法人税基本通達12-2-12(修繕等が完了した場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は(建設費)基本通達20-2-18(修繕等が完了した場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等 自 年 月 日 事業年度等 至 年 月 日 事業年度等

当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額-8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等				
	同上の修繕等の工事期間				
	同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	円	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額				

税理士署名

※税務署処理欄

部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通達口付印 年月日 捺印

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の記載の仕方

改 正 後	改 正 前
<p>1 この延長確認申請書は、法人税基本通達 12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は<u>廃止前の連結納税基本通達 20-2-18</u>(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人<u>(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)</u>が、1年経過事業年度等(災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(法人税法第13条(事業年度の意義)及び第14条(事業年度の特例)並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第14条(みなし事業年度)に規定する事業年度並びに令和2年旧法人税法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)終了の日までに、これらの通達に定めるところにより修繕完了事業年度等(被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。)をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>2 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該<u>連結子法人の</u>「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>1 この延長確認申請書は、法人税基本通達 12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は<u>連結納税基本通達 20-2-18</u>(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人<u>又は連結親法人</u>が、1年経過事業年度等(災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)終了の日までに、これらの通達に定めるところにより修繕完了事業年度等(被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。)をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。</p> <p>.....</p> <p>2 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」(13桁)、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>本店又は主たる事務所の所在地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>

改 正 後	改 正 前
6	6
7	7
8	8
9	9
(修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算)	
<p>12-2-15 法第58条第1項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による欠損金の特例)の欠損金額のうち災害損失金額(同項に規定する災害損失金額をいう。)に達するまでの金額に係る法第57条第1項(欠損金の繰越し)の規定の適用に当たり、12-2-6(災害損失特別勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度後の事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。)の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>12-2-15 法第58条第1項の規定の適用に当たり、12-2-6(災害損失特別勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。)の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となることに留意する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(繰越損失金の損金算入の順序)</u></p> <p>12-2-16 12-1-1(繰越欠損金の損金算入の順序)は、法第58条(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定を適用する場合について準用する。</p>

三十六 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(再生手続開始の決定に準ずる事実等)</p> <p>12-3-1 令第117条の3第3号(再生手続開始の決定に準ずる事実等)に規定する「<u>前条第1号又は前2号</u>に掲げる事実に準ずる事実」とは、次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) <u>令第117条の2各号(民事再生等の場合の債権の範囲)並びに令第117条の3第1号及び第2号</u>に掲げる事実以外において法律の定める手続による資産の整理があったこと。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(再生手続開始の決定に準ずる事実等)</p> <p>12-3-1 <u>令第117条第5号</u>(再生手続開始の決定に準ずる事実等)に規定する「<u>前各号</u>に掲げる事実に準ずる事実」とは、次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) <u>同条第1号から第4号まで</u>に掲げる事実以外において法律の定める手続による資産の整理があったこと。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第116条の2(会社更生等の場合の欠損金額の範囲)、第117条(民事再生等の場合の欠損金額の範囲)、第117条の4第1号(評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲)及び第117条の5第1号(解散の場合の欠損金額の範囲)</u>に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額」とは、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。</p> <p>.....</p>	<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第116条の3(会社更生等の場合の欠損金額の範囲)、第117条の2第1号(民事再生等の場合の欠損金額の範囲)及び第118条第1号(解散の場合の欠損金額の範囲)</u>に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額(同項に規定する個別欠損金額を含む。)<u>の合計額</u>」とは、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。</p> <p>.....</p>
<p>(債務免除等があった場合の債務免除等の金額)</p> <p>12-3-4 法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)に規定する「<u>次に掲げる金額の合計額</u>」を計算する場合において、同項第3号に<u>掲げる金額</u>が負(マイナス)であるときは、当該合計額は第</p>	<p>(債務免除等があった場合の債務免除等の金額)</p> <p>12-3-4 法第59条第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)に規定する「<u>当該各号に定める金額の合計額</u>」を計算する場合において、同項第3号に<u>定める金額</u>が負(マイナス)であるときは、当該合計</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1号及び第2号の正（プラス）の金額と第3号の負（マイナス）の金額とを通算した金額となることに留意する。</p> <p>12-3-5 <u>削 除</u></p> <p>（債務の免除以外の事由による消滅の意義）</p> <p>12-3-6 法第59条第1項第1号又は第2項第1号若しくは第3項第1号《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合」とは、次に掲げるような場合がこれに該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 法第59条第2項又は第3項に規定する内国法人が、<u>同条第2項第1号又は第3項第1号</u>に規定する債権を有する者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行した場合</p>	<p>額は第1号及び第2号の正（プラス）の金額と第3号の負（マイナス）の金額とを通算した金額となることに留意する。</p> <p><u>（第3号に掲げる場合に該当しない場合）</u></p> <p>12-3-5 法第59条第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「<u>第3号に掲げる場合</u>」に該当しない場合には、<u>法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》又は第33条第4項《資産評定による評価損の損金算入》に規定する評価益の額又は評価損の額について法第25条第5項又は第33条第7項に規定する添付要件を満たさない場合（法第25条第6項又は第33条第8項の規定の適用があるものを除く。）が含まれるほか、法第25条第3項又は第33条第4項に規定する評定を行った資産の全てが令第24条の2第4項各号に掲げる資産又は令第68条の2第3項に規定する資産に該当する場合も含まれることに留意する。</u></p> <p>（債務の免除以外の事由による消滅の意義）</p> <p>12-3-6 法第59条第1項第1号又は第2項第1号《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合」とは、次に掲げるような場合がこれに該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 法第59条第2項に規定する内国法人が、<u>同項第1号</u>に規定する債権を有する者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行した場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期)</p> <p>12-3-7 <u>法第59条第4項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)</u>に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(残余財産がないと見込まれることの意義)</p> <p>12-3-8 解散した法人が当該事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にあるときは、<u>法第59条第4項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)</u>に規定する「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するのであるから留意する。</p>	<p>(残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期)</p> <p>12-3-7 <u>法第59条第3項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)</u>に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(残余財産がないと見込まれることの意義)</p> <p>12-3-8 解散した法人が当該事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にあるときは、<u>法第59条第3項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)</u>に規定する「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するのであるから留意する。</p>

三十七 組織再編成に係る所得の金額の計算の通則

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)</p> <p>12の2-1-1</p> <p>(注)</p>	<p>(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)</p> <p>12の2-1-1</p> <p>(注)1</p> <p>2 「合併の日の前日の属する事業年度」及び「各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p>

三十八 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-3 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）が法第 62 条の 7 第 1 項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定適格組織再編成等により支配関係法人（同項に規定する支配関係法人をいう。）において圧縮記帳の適用を受けた資産の移転を受けた場合において、当該資産が<u>令第 123 条の 8 第 2 項第 4 号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）</u>に掲げる帳簿価額又は取得価額が <u>1,000 万円</u>に満たない資産に該当するかどうかの判定を行うときは、当該資産に係る積立金の金額の引継ぎを受けたかどうかにかかわらず、当該固定資産の帳簿価額又は取得価額は、圧縮記帳に係る規定の適用を受けた後の金額になることに留意する。</p> <p>(資産の評価損の規定の適用がある場合の帳簿価額)</p> <p>12 の 2-2-4 法人がその有する資産の評価換えにより生じた損失の額について法第 33 条第 2 項（資産の評価損）の規定の適用を受けている場合に、当該損失の額につき法第 62 条の 7（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定が適用されたときであっても、当該資産の帳簿価額は当該評価換え後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>法第 62 条の 9 第 1 項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、<u>第 64 条の 11 第 1 項若しくは第 2 項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）</u>、<u>第 64 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）</u>又は<u>第 64 条の 13 第 1 項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）</u>の規定により損金の額に算入した評価損の金額につき法第 62 条の 7 の規定が適用された場合についても、同様とす</p>	<p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-3 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）が法第 62 条の 7 第 1 項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定適格組織再編成等により支配関係法人（同項に規定する支配関係法人をいう。）において圧縮記帳の適用を受けた資産の移転を受けた場合において、当該資産が<u>令第 123 条の 8 第 3 項第 4 号（特定引継資産から除かれる資産）</u>に掲げる帳簿価額又は取得価額が<u>千万円</u>に満たない資産に該当するかどうかの判定を行うときは、当該資産に係る積立金の金額の引継ぎを受けたかどうかにかかわらず、当該固定資産の帳簿価額又は取得価額は、圧縮記帳に係る規定の適用を受けた後の金額になることに留意する。</p> <p>(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)</p> <p>12 の 2-2-4 法人がその有する資産の評価換えにより生じた損失の額について法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けている場合に、当該損失の額につき法第 62 条の 7（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定が適用されたときであっても、当該資産の帳簿価額は当該評価換え後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>法第 61 条の 11 第 1 項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは<u>第 61 条の 12 第 1 項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）</u>又は第 62 条の 9 第 1 項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）の規定により損金の額に算入した評価損の金額につき法第 62 条の 7 の規定が適用された場合についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>(最後に支配関係を有することとなった日)</p> <p>12 の 2-2-5 令第 123 条の 8 第 1 項第 2 号及び第 3 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の「最後に支配関係を有することとなった日」については、<u>12-1-5</u> (最後に支配関係を有することとなった日) の(1)の取扱いを準用する。</p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-6 令第 123 条の 8 第 2 項第 4 号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の取得価額については、7-8-4 (形式基準による修繕費の判定) の(2)の(㉔)による。</p> <p>(事業を移転しない適格分割等)</p> <p>12 の 2-2-7 分割法人又は現物出資法人が分割承継法人又は被現物出資法人に対してその有する株式のみを移転する適格分割又は適格現物出資は、<u>令第 123 条の 9 第 10 項</u>(特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等)の「事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資」に該当する。</p>	<p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12 の 2-2-5 令第 123 条の 8 第 1 項第 2 号及び同条第 12 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の「最後に支配関係があることとなった日」については、<u>12-1-5</u> の取扱いを準用する。</p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-6 令第 123 条の 8 第 3 項第 4 号(特定引継資産から除かれる資産)の取得価額については、7-8-4 (形式基準による修繕費の判定) の(2)の(㉔)による。</p> <p>(事業を移転しない適格分割等)</p> <p>12 の 2-2-7 分割法人又は現物出資法人が分割承継法人又は被現物出資法人に対してその有する株式のみを移転する適格分割又は適格現物出資は、<u>令第 123 条の 9 第 9 項</u>(特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例)の「事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資」に該当する。</p>

三十九 時価評価法人

改 正 後	改 正 前
第 12 章の 3 <u>削 除</u>	第 12 章の 3 <u>連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</u>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p style="text-align: center;">第1節 時価評価法人</p> <p><u>(時価評価資産等の判定における資本金等の額)</u></p> <p><u>12の3-1-1 法人が法第4条の3第9項第1号(連結申請特例年度における承認の効力)に規定する時価評価資産等を有するかどうかを判定する場合における令第122条の12第1項第5号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)に規定する「資本金等の額」は、法第4条の3第9項第1号に規定する連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。</u></p> <p><u>同条第11項第1号(連結申請特例年度に加入する法人の承認の効力)の規定の適用における法人の「資本金等の額」については、同号に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となる。</u></p> <p><u>(その他これに類する買取りの意義)</u></p> <p><u>12の3-1-2 法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価を要しない法人)又は第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価を要しない法人)に規定する「その他これに類する買取り」とは、法令の規定による株式の買取請求権の行使に基づく買取りに限られるのであるから、例えば、会社法第182条の4第1項、第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項(反対株主の株式買取請求)の規定に基づく株式の買取りは該当するが、合弁を解消するための合弁会社の株式の買取りはこれに該当しない。</u></p>
(廃止)	
(廃止)	

四十 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p><u>(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)</u></p> <p><u>12の3-2-1 法第61条の11第1項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は第61条の12第1項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定を適用する場合における「時価評価資産のその時の価額」は、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、次に掲げる時価評価資産について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法その他合理的な方法により当該時価評価資産のその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>減価償却資産</u></p> <p>イ <u>令第13条第1号から第7号まで(有形減価償却資産)に掲げる減価償却資産 9-1-19(減価償却資産の時価)に定める方法により計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>同条第8号(無形減価償却資産)及び第9号(生物)に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額を基礎としてその取得の時から法第61条の11第1項に規定する連結開始直前事業年度(以下12の3-2-1において「連結開始直前事業年度」という。)又は法第61条の12第1項に規定する連結加入直前事業年度(以下12の3-2-1において「連結加入直前事業年度」という。)終了の時まで旧定額法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法</u></p> <p>(2) <u>土地 当該土地につきその近傍類地の売買実例を基礎として合理的に算定</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>した価額又は当該土地につきその近傍類地の公示価格等（地価公示法第8条（不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則）に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令第9条第1項（基準地の標準価格）に規定する標準価格をいう。）から合理的に算定した価額をもって当該土地の価額とする方法</u></p> <p>(3) <u>有価証券 9-1-8、9-1-13、9-1-14 又は9-1-15（有価証券の価額）に定める方法に準じた方法によって算定した価額をもって当該有価証券の価額とする方法</u></p> <p>(4) <u>金銭債権</u></p> <p>イ <u>その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権 当該金銭債権の額から当該金銭債権につき法第52条第1項（貸倒引当金）の規定を適用した場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額を控除した金額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>イ以外の金銭債権 当該金銭債権の帳簿価額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>(5) <u>繰延資産</u></p> <p>イ <u>令第14条第1項第1号から第5号まで（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産 当該繰延資産の帳簿価額をもって当該繰延資産の価額とする方法</u></p> <p>ロ <u>同項第6号に掲げる繰延資産 当該繰延資産の額を基礎としてその支出の時から連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度終了の時まで令第64条第1項第2号（繰延資産の償却限度額）の規定により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該繰延資産の価額とする方法</u></p> <p>④ <u>この場合における償却期間は、8-2-1から8-2-5まで（繰延資産の償却期間）に定める償却期間による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(連結納税の開始等の時における発行済株式等の継続保有の判定)</u></p> <p><u>12の3-2-2 法第61条の11第1項各号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用上、法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している内国法人が当該発行済株式等の一部を譲渡した場合であっても、その譲渡が当該内国法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対するものであるときには、その譲渡の前後において当該内国法人と当該法人との間に完全支配関係が継続していることとなるのであるから、留意する。</u></p> <p><u>㉔ 法第61条の12第1項第2号から第4号まで(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用においても、同様とする。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</u></p> <p><u>12の3-2-3 法人が、最初連結親法人事業年度(当該法人が法第4条の3第9項第1号(連結申請特例年度における承認の効力)の規定の適用を受ける法人である場合には、その翌連結親法人事業年度)において、法第4条の5第2項(連結納税の承認のみなし取消し)の規定によりその承認を取り消されたため連結法人でなくなった場合であっても、法第61条の11第1項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定により同項の連結開始直前事業年度において益金の額又は損金の額に算入した時価評価資産の評価益又は評価損は、当該連結開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。</u></p> <p><u>㉔ 法第61条の12第1項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の評価益又は評価損、法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額又は譲渡損失額、法第63条第3項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>1 措置法第 64 条の 2 第 10 項(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p> <p><u>2 措置法第 65 条第 3 項(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)において準用される措置法第 64 条の 2 第 10 項</u></p> <p><u>3 措置法第 65 条の 8 第 10 項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p> <p><u>4 措置法第 66 条の 13 第 8 項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)</u></p> <p><u>(連結納税への再加入時の時価評価の要否)</u></p> <p><u>12 の 3-2-4 法人が、法第 4 条の 5 第 1 項又は第 2 項(連結納税の承認の取消し)の規定によりその承認の取消しを受けた後に、再度、当該承認に係る連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった場合には、当該法人が当該取消し前の法第 61 条の 11 第 1 項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する連結開始直前事業年度又は法第 61 条の 12 第 1 項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する連結加入直前事業年度においてこれらの規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(時価評価法人の時価評価すべき資産—連結納税の開始)</u></p> <p><u>12 の 3-2-5 法人が法第 4 条の 3 第 9 項(時価評価法人等に対する承認の効力)に規定する連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に、令第 14 条の 8 第 1 号(時価評価資産)に規定する時価評価資産を有しないが同条第 2 号、第 3 号又は第 4 号(譲渡損益調整額等)に掲げるものを有す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>る場合には、当該連結申請特例年度終了の時に於いて当該法人の有する法第 61 条の 11 第 1 項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産につき同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>㊦ 関連法人(法第 4 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する同条第 1 項に規定する他の内国法人をいい、同条第 9 項第 1 号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。)</u>が同項に規定する連結申請特例年度終了の時に於いて時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第 61 条の 11 第 1 項の規定の適用はない。</p> <p><u>(時価評価法人の時価評価すべき資産－連結納税への加入)</u></p> <p><u>12 の 3-2-6 法人が法第 4 条の 3 第 11 項(時価評価法人等に対する承認の効力)に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に於いて、令第 14 条の 8 第 1 号(時価評価資産)に規定する時価評価資産を有しないが同条第 2 号、第 3 号又は第 4 号(譲渡損益調整額等)に掲げるものを有する場合には、当該連結申請特例年度終了の時に於いて当該法人の有する法第 61 条の 12 第 1 項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産につき同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>㊦ 関連法人(法第 4 条の 3 第 11 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する法第 4 条の 2(連結納税義務者)に規定する他の内国法人をいい、法第 4 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。)</u>が同項に規定する連結申請特例年度終了の時に於いて時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第 61 条の 12 第 1 項の規定の適用はない。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(一括償却資産に係る時価評価益の計算)</u></p> <p><u>12 の 3-2-7</u> 法人の有する資産が令第 122 条の 12 第 1 項第 4 号又は第 5 号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)に掲げる資産に該当するかどうかを判定する場合には、当該資産が令第 133 条の 2 第 1 項(一括償却資産の損金算入)の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を令第 122 条の 12 第 1 項第 4 号に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。</p> <p>④ この場合において、同号及び同項第 5 号に規定する帳簿価額は零として、同項第 4 号に規定する千万円に満たないかどうかの判定及び同項第 5 号に規定する差額の計算を行うこととなる。</p>
(廃 止)	<p><u>(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)</u></p> <p><u>12 の 3-2-8</u> 法人が法第 61 条の 11 第 1 項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第 122 条の 12 第 1 項第 5 号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)に規定する「資本金等の額」は、法第 61 条の 11 第 1 項に規定する連結開始直前事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。</p> <p>法第 61 条の 12 第 1 項(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用における法人の「資本金等の額」については、同項に規定する連結加入直前事業年度終了の時の資本金等の額となる。</p>
(廃 止)	<p><u>(時価評価資産から除かれる資産の範囲)</u></p> <p><u>12 の 3-2-9</u> 令第 122 条の 12 第 1 項第 1 号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)の規定の適用上、同号ハに掲げる規定の適用を受けた減価償却資産には、10-3-3(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>場合の仮受経理等) 後段の取扱いにより圧縮記帳をした減価償却資産が含まれる。</p>

四十一 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p>
(廃止)	<p><u>(譲渡損益調整額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</u></p> <p>12の3-3-1 令第14条の8第2号イ《時価評価資産等の範囲》の譲渡損益調整額が1,000万円に満たないかどうかは、その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定することに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</u></p> <p>12の3-3-1の2 令第14条の8第3号イ《時価評価資産等の範囲》の繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定については、法第63条第1項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡に係る契約ごとの繰延長期割賦損益額により行うことに留意する。この場合において、法人が、リース譲渡につき2-4-5《延払基準の計算単位》の取扱いにより合理的な区分ごと一括して延払基準を適用しているときは、その契約の属する区分の差益率を基として、当該契約に係る繰延長期割賦損益額を計算している場合には、これを認める。</p>
(廃止)	<p><u>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>12の3-3-2</u> 令第14条の8第4号イ(時価評価資産等から除かれる特別勘定)に規定する特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産又は取得した株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p><u>12の3-3-3</u> 令第126条第1項(連結納税の開始等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用)に規定する繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定については、12の3-3-1の2の取扱いを準用する。</p>

四十二 通則

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>12の4-1-1</u> 削除</p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p>
<p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p> <p><u>12の4-1-1</u> 法第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)に規定する「原価の額」とは、同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいうのであるから、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">(廃止)</p>	<p><u>12の4-1-2</u> 法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)に規定する「原価の額」とは、同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいうのであるから、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>12の4-1-3</u> 法人が、連結法人に対して、当該法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式（出資を含む。以下12の4-1-3において同じ。）を譲渡した場合において、当該譲渡した株式の令第122条の14第1項第3号（譲渡損益調整資産から除かれる資産の範囲）に規定する「その譲渡の直前の帳簿価額」は、令第119条の3第5項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）又は第119条の4第1項（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例）の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。</p>

四十三 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
<p>（完全支配関係法人間取引の損益の調整を行わない取引）</p> <p>12の4-2-1 法人が<u>法第61条の11第1項</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産を完全支配関係法人（当該法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等をいう。以下12の4-3-10までにおいて同じ。）に譲渡した場合には、例えば、当該完全支配関係法人を借地権者とする借地権の設定（令第138条第1項（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定の適用があるものを除く。）は含まれない。</p> <p>（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算）</p>	<p>（完全支配関係法人間取引の損益の調整を行わない取引）</p> <p>12の4-2-1 法人が<u>法第61条の13第1項</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産を完全支配関係法人（当該法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等をいう。以下12の4-3-10までにおいて同じ。）に譲渡した場合には、例えば、当該完全支配関係法人を借地権者とする借地権の設定（令第138条第1項（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定の適用があるものを除く。）は含まれない。</p> <p>（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12 の 4-2-2 法人が譲渡損益調整資産の譲渡に伴い次に掲げる規定に基づき特別勘定を設定した場合には、<u>法第 61 条の 11 第 1 項</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡利益額は、当該特別勘定の金額に相当する金額を控除した後の金額となるのであるが、代替資産を取得できなかったこと等の理由により当該事業年度開始の時に有する当該特別勘定の金額の全部又は一部が益金の額に算入されることとなった場合であっても、当該益金の額に算入される特別勘定の金額について譲渡損益調整額（同項の規定により譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額が損金の額又は益金の額に算入される場合のその算入される金額をいう。以下この章において同じ。）として損金の額に算入しないのであるから留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>12 の 4-2-2 法人が譲渡損益調整資産の譲渡に伴い次に掲げる規定に基づき特別勘定を設定した場合には、<u>法第 61 条の 13 第 1 項</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡利益額は、当該特別勘定の金額に相当する金額を控除した後の金額となるのであるが、代替資産を取得できなかったこと等の理由により当該事業年度開始の時に有する当該特別勘定の金額の全部又は一部が益金の額に算入されることとなった場合であっても、当該益金の額に算入される特別勘定の金額について譲渡損益調整額（同項の規定により譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額が損金の額又は益金の額に算入される場合のその算入される金額をいう。以下この章において同じ。）として損金の額に算入しないのであるから留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>措置法第 68 条の 71</u>（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p> <p>(5) <u>措置法第 68 条の 72</u>（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>(6) <u>措置法第 68 条の 79</u>（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p>

四十四 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
<p>（譲渡損益調整額の戻入れ事由）</p> <p>12 の 4-3-1 <u>令第 122 条の 12 第 4 項第 1 号イ</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する「その他これらに類する事由」には、例えば、次に</p>	<p>（譲渡損益調整額の戻入れ事由）</p> <p>12 の 4-3-1 <u>令第 122 条の 14 第 4 項第 1 号イ</u>（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する「その他これらに類する事由」には、例えば、次に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>掲げる譲渡損益調整資産につきそれぞれ次に掲げる事由が該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 同号の「譲渡」には、令第119条の11第1項第2号から第5号まで《有価証券の区分変更等によるみなし譲渡》に掲げる有価証券について、<u>これらの号に定める事実が生じたことにより譲受法人が当該有価証券を譲渡したものとみなされた事由が含まれる。</u></p> <p>(<u>契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額</u>)</p> <p>12の4-3-2 法人が当該事業年度前の各事業年度において行った譲渡損益調整資産の譲渡について、当該事業年度に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 期首譲渡損益調整額とは、譲渡損益調整額から既に令第122条の12第4項<u>《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この節において同じ。</p> <p>(<u>債権の取得差額に係る調整差損益を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算</u>)</p> <p>12の4-3-3 法人が譲渡した金銭債権につき譲受法人において2-1-34《<u>債権の取得差額に係る調整差損益の計上</u>》の取扱いを適用している場合に、</p>	<p>掲げる譲渡損益調整資産につきそれぞれ次に掲げる事由が該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 同号の「譲渡」には、令第119条の11第1項第2号から第5号まで《有価証券の区分変更等によるみなし譲渡》に掲げる有価証券について、<u>これらの各号に掲げる事実が生じたことにより譲受法人が当該有価証券を譲渡したものとみなされた事由が含まれる。</u></p> <p>(<u>契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額</u>)</p> <p>12の4-3-2 法人が当該事業年度前の各事業年度<u>《それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度》</u>において行った譲渡損益調整資産の譲渡について、当該事業年度に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 期首譲渡損益調整額とは、譲渡損益調整額から既に令第122条の14第4項<u>《譲渡損益調整額の戻入れ計算》</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この節において同じ。</p> <p>(<u>債権の取得差額に係る調整差損益を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算</u>)</p> <p>12の4-3-3 法人が譲渡した金銭債権につき譲受法人において2-1-34《<u>債権の取得差額に係る調整差損益の計上</u>》の取扱いを適用している場合に、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該法人が<u>法第61条の11第2項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、例えば、次に掲げる当該法人の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>当該法人が<u>法第61条の13第2項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、例えば、次に掲げる当該法人の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-4 法人が完全支配関係法人に対して譲渡した譲渡損益調整資産である金銭債権について、当該完全支配関係法人において9-6-1(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)の取扱いにより当該金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の当該法人における<u>法第61条の11第2項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定により損金の額に算入する金額は、例えば、当該金銭債権に係る譲渡損益調整額に当該完全支配関係法人の当該金銭債権の取得価額のうちに当該貸倒れによる損失の額の占める割合を乗じて計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(注)</p>	<p>(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-4 法人が完全支配関係法人に対して譲渡した譲渡損益調整資産である金銭債権について、当該完全支配関係法人において9-6-1(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)の取扱いにより当該金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の当該法人における<u>法第61条の13第2項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>の規定により損金の額に算入する金額は、例えば、当該金銭債権に係る譲渡損益調整額に当該完全支配関係法人の当該金銭債権の取得価額のうちに当該貸倒れによる損失の額の占める割合を乗じて計算した金額とする等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(注)</p>
<p>(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-5 法人が完全支配関係法人に譲渡した譲渡損益調整資産である土地について、当該完全支配関係法人がその一部を譲渡した場合の当該法人における<u>法第61条の11第2項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、当該土地に係る譲渡損益調整額のうち当該完全支配関係法人が譲渡した土地に係るものとして、例えば、当</p>	<p>(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-5 法人が完全支配関係法人に譲渡した譲渡損益調整資産である土地について、当該完全支配関係法人がその一部を譲渡した場合の当該法人における<u>法第61条の13第2項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、当該土地に係る譲渡損益調整額のうち当該完全支配関係法人が譲渡した土地に係るものとして、例えば、当該譲渡損益調</p>

改 正 後	改 正 前
<p>該譲渡損益調整額を当該法人が譲渡した土地の面積と当該完全支配関係法人が譲渡した土地の面積の比に応じて区分する等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(同一銘柄の有価証券を2回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-6 法人が譲渡損益調整資産である銘柄を同じくする有価証券(法第61条の11第8項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の他の通算法人の株式又は出資を除く。)を2回以上にわたって完全支配関係法人に対し譲渡した後に当該完全支配関係法人が当該有価証券を譲渡した場合には、当該法人における譲渡損益調整額の戻入れ計算は、当該完全支配関係法人が当該法人から最も早く取得したのから順次譲渡したものとみなして、<u>令第122条の12第4項第6号(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定を適用する。</p> <p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>12の4-3-8 <u>令第122条の12第6項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定の適用については、法人が当該事業年度において完全支配関係法人に対し複数の減価償却資産(当該完全支配関係法人において減価償却資産に該当することとなるものに限る。以下12の4-3-8において同じ。)を譲渡した場合であっても、個々の減価償却資産ごとに同項の規定を適用することができる。</p> <p>.....</p> <p>(簡便法を適用した完全支配関係法人を被合併法人とする適格合併をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p>	<p>整額を当該法人が譲渡した土地の面積と当該完全支配関係法人が譲渡した土地の面積の比に応じて区分する等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p>(同一銘柄の有価証券を2回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12の4-3-6 法人が譲渡損益調整資産である銘柄を同じくする有価証券を2回以上にわたって完全支配関係法人に対し譲渡した後に当該完全支配関係法人が当該有価証券を譲渡した場合には、当該法人における譲渡損益調整額の戻入れ計算は、当該完全支配関係法人が当該法人から最も早く取得したのから順次譲渡したものとみなして、<u>令第122条の14第4項第6号(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>の規定を適用する。</p> <p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>12の4-3-8 <u>令第122条の14第6項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)</u>の規定の適用については、法人が当該事業年度において完全支配関係法人に対し複数の減価償却資産(当該完全支配関係法人において減価償却資産に該当することとなるものに限る。以下12の4-3-8において同じ。)を譲渡した場合であっても、個々の減価償却資産ごとに同項の規定を適用することができる。</p> <p>.....</p> <p>(簡便法を適用した完全支配関係法人を被合併法人とする適格合併をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12 の 4-3-9 <u>法第 61 条の 11 第 5 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定により法人が同条第 1 項の規定の適用を受けた法人とみなされた場合における譲渡損益調整資産のうち、同条第 5 項の当該内国法人が<u>令第 122 条の 12 第 6 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定の適用を受けたものについては、合併法人である当該法人において同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-10 法人が<u>令第 122 条の 12 第 6 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り受けた完全支配関係法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する事業年度後の<u>事業年度</u>において、令第 57 条(耐用年数の短縮)の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該法人の事業年度及びその後の<u>事業年度</u>における<u>同項第 1 号ロ</u>の耐用年数は、当該承認に基づく耐用年数として差し支えない。</p>	<p>12 の 4-3-9 <u>法第 61 条の 13 第 5 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>の規定により法人が同条第 1 項の規定の適用を受けた法人とみなされた場合における譲渡損益調整資産のうち、同条第 5 項の当該内国法人が<u>令第 122 条の 14 第 6 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)</u>の規定の適用を受けたものについては、合併法人である当該法人において同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-10 法人が<u>令第 122 条の 14 第 6 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)</u>の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り受けた完全支配関係法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 12 の 4-3-10 において「事業年度等」という。)</u>後の<u>事業年度等</u>において、令第 57 条(耐用年数の短縮)の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該法人の事業年度及びその後の<u>事業年度等</u>における<u>令第 122 条の 14 第 6 項第 1 号ロ</u>の耐用年数は、当該承認に基づく耐用年数として差し支えない。</p>

四十五 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>12 の 5-2-2 法第 64 条の 2 第 2 項(<u>リース取引に係る所得の金額の計算</u>)の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受</p>	<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>12 の 5-2-2 法第 64 条の 2 第 2 項(<u>金銭の貸借とされるリース取引</u>)の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入</p>

改 正 後	改 正 前
<p>け入れた金額は、借入金として取り扱い、譲渡人がリース期間（リース契約において定められた賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。）中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、当該借入金の返済をすべき金額（以下12の5-2-2において「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、譲渡人が各事業年度に支払うリース料の額に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p> <p>（貸付金として取り扱う売買代金の額）</p> <p>12の5-2-3 法第64条の2第2項（<u>リース取引に係る所得の金額の計算</u>）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、譲受人がリース期間中に收受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、譲受人が各事業年度に收受するリース料の額に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p>	<p>れた金額は、借入金の額として取り扱い、譲渡人がリース期間（リース契約において定められた賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。）中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、当該借入金の返済をすべき金額（以下12の5-2-2において「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、譲渡人が各事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）に支払うリース料の額に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p> <p>（貸付金として取り扱う売買代金の額）</p> <p>12の5-2-3 法第64条の2第2項（<u>金銭の貸借とされるリース取引</u>）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、譲受人がリース期間中に收受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、譲受人が各事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）に收受するリース料の額に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p>

四十六 通則

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地)</p> <p>12 の 6-1-5 法人課税信託の受託者である法人又は個人の当該法人課税信託に係る納税地は、法第 1 編第 6 章(納税地)に定めるところによるのであるから、例えば、<u>法第 4 条の 3 第 1 号</u>又は第 2 号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により当該法人課税信託に係る受託法人が内国法人又は外国法人のいずれに該当するかにかかわらずに留意する。</p> <p>④</p> <p>(信託の効力が生じた時)</p> <p>12 の 6-1-6 <u>法第 4 条の 3 第 7 号</u>(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により、受託法人が設立されたものとされる当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日の判定に当たっては、次に掲げる信託の方法に応じ、それぞれ次によることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④ 1</p> <p>2 法人課税信託のうち法第 2 条第 29 号の 2 ハ(定義)に掲げるもの及び令第 14 条の 2 (委託者が実質的に多数でない信託)に掲げる信託における効力が生じた時の判定についても、同様とする。</p> <p>(法人課税信託に該当することとなった日の意義)</p> <p>12 の 6-1-7 特定受益証券発行信託(法第 2 条第 29 号ハ(定義)に規定する「特定受益証券発行信託」をいう。以下 12 の 6-1-7 において同じ。)の計</p>	<p>(法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地)</p> <p>12 の 6-1-5 法人課税信託の受託者である法人又は個人の当該法人課税信託に係る納税地は、法第 1 編第 6 章(納税地)に定めるところによるのであるから、例えば、<u>法第 4 条の 7 第 1 号</u>又は第 2 号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により当該法人課税信託に係る受託法人が内国法人又は外国法人のいずれに該当するかにかかわらずに留意する。</p> <p>④</p> <p>(信託の効力が生じた時)</p> <p>12 の 6-1-6 <u>法第 4 条の 7 第 7 号</u>(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により、受託法人が設立されたものとされる当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日の判定に当たっては、次に掲げる信託の方法に応じ、それぞれ次によることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④ 1</p> <p>2 法人課税信託のうち法第 2 条第 29 号の 2 ハ(<u>法人課税信託</u>)に掲げるもの及び令第 14 条の 2 (委託者が実質的に多数でない信託)に掲げる信託における効力が生じた時の判定についても、同様とする。</p> <p>(法人課税信託に該当することとなった日の意義)</p> <p>12 の 6-1-7 特定受益証券発行信託(法第 2 条第 29 号ハ(<u>集団投資信託</u>)に規定する「特定受益証券発行信託」をいう。以下 12 の 6-1-7 において同じ。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算期間の中途においてその承認受託者（同号ハ(1)に規定する「承認受託者」をいう。以下12の6-1-7において同じ。）がその承認を取り消された場合又は当該特定受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合における、<u>法第4条の3第7号</u>（受託法人等に関するこの法律の適用）に掲げる「法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日」とは、その承認を取り消された日又は承認受託者以外の者が就任した日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日をいうことに留意する。</p> <p>④ ……………</p> <p>（信託事務を主宰する受託者の意義）</p> <p>12の6-1-8 <u>法第4条の4第2項</u>（受託者が二以上ある法人課税信託）の「信託事務を主宰する受託者」とは、中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</p>	<p>の計算期間の中途においてその承認受託者（同号ハ(1)に規定する「承認受託者」をいう。以下12の6-1-7において同じ。）がその承認を取り消された場合又は当該特定受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合における、<u>法第4条の7第7号</u>（受託法人等に関するこの法律の適用）に掲げる「法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日」とは、その承認を取り消された日又は承認受託者以外の者が就任した日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日をいうことに留意する。</p> <p>④ ……………</p> <p>（信託事務を主宰する受託者の意義）</p> <p>12の6-1-8 <u>法第4条の8第2項</u>（受託者が二以上ある法人課税信託）の「信託事務を主宰する受託者」とは、中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</p>

四十七 法人課税信託に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>（法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用）</p> <p>12の6-2-3 ……………</p> <p>④ 法人課税信託の収益の分配を受けた受益者が同条の規定を適用する場合における<u>同条第4項</u>に規定する関連法人株式等及び<u>同条第6項</u>に規定する非支</p>	<p>（法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用）</p> <p>12の6-2-3 ……………</p> <p>④ 法人課税信託の収益の分配を受けた受益者が同条の規定を適用する場合における<u>同条第6項</u>に規定する関連法人株式等及び<u>同条第7項</u>に規定する非支</p>

改 正 後	改 正 前
<p>配目的株式等の判定に当たっては、たとえ当該受益者が当該法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資を有していたとしても、当該受益者 <u>(当該受益者との間に完全支配関係がある他の法人を含む。)</u> が有する当該法人課税信託に係る受益権のみによりその判定を行うこととなる。</p>	<p>配目的株式等の判定に当たっては、たとえ当該受益者が当該法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資を有していたとしても、当該受益者が有する当該法人課税信託に係る受益権のみによりその判定を行うこととなる。</p>

四十八 損益通算及び欠損金の通算

改 正 後	改 正 前
<p><u>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</u></p>	(新 設)
<p style="text-align: center;"><u>第1節 損益通算及び欠損金の通算</u></p>	(新 設)
<p><u>(通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用)</u></p>	(新 設)
<p><u>12の7-1-1 法第64条の5第1項(損益通算)に規定する所得事業年度及び同条第3項に規定する欠損事業年度は、通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られるのであるから、当該通算親法人の事業年度中途において当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったことにより通算承認の効力を失った通算法人のその有しなくなった日の前日に終了する事業年度については、これらの規定の適用はないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い)</u></p>	(新 設)
<p><u>12の7-1-2 法第64条の5第5項(損益通算)に規定する「第74条第1項(確定申告)の規定による申告書」とは、期限内申告書をいい、期限後申告書は含まれないのであるから、通算法人のうち期限内申告書を提出しなかったもの</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>に係る法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額及び同条第3項に規定する通算前欠損金額は零となり、同条第1項又は第3項の規定により当該通算法人の損金の額又は益金の額に算入される金額は、同条第8項の規定が適用される場合を除き、ないこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用)</u></p> <p><u>12の7-1-3 法第64条の6《損益通算の対象となる欠損金額の特例》の規定の適用に当たっては、12の2-2-3《圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額》及び12の2-2-6《新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額》の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(共同事業に係る要件の判定)</u></p> <p><u>12の7-1-4 法第64条の6第1項《損益通算の対象となる欠損金額の特例》に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、1-4-4《従業者の範囲》から1-4-7《特定役員 の範囲》までの取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用)</u></p> <p><u>12の7-1-5 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次に定める通達の取扱いを準用する。</u></p> <p>(1) <u>法第64条の6第1項《損益通算の対象となる欠損金額の特例》並びに令第131条の8第1項第2号イ及びロ《損益通算の対象となる欠損金額の特例》に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」</u> 12-1-5(2)《最後に支配関係を有することとなった日》</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>② 同条第2項において準用する令第112条の2第4項第1号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」</u> <u>12-1-8(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をした金額の意義)</u></p> <p><u>12の7-1-6 令第131条の8第6項第2号(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、7-5-1(償却費として損金経理をした金額の意義)又は7-5-2(申告調整による償却費の損金算入)の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</u></p>	(新 設)

四十九 損益通算及び欠損金の通算のための承認等

改 正 後	改 正 前
<p><u>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</u></p> <p><u>第1款 通算承認</u></p> <p><u>(通算親法人及び通算子法人の意義)</u></p> <p><u>12の7-2-1 法第2条第12号の6の7(定義)に規定する「通算親法人」及び同条第12号の7に規定する「通算子法人」とは、法第64条の9第4項(通算承認)の規定により通算承認の処分を受け、又は同項若しくは同条第5項、第9項、第11項若しくは第12項の規定により通算承認があったものとみなされる</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>とともに、同条第6項及び第10項から第12項までの規定により通算承認の効力が生じている法人をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(通算グループの完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義)</u></p> <p><u>12の7-2-2 通算子法人の発行済株式のうち法令第131条の11第2項(通算法人の範囲)の規定により読み替えられた法令第4条の2第2項各号(支配関係及び完全支配関係)に掲げる株式がある場合の完全支配関係(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)の判定は、法令第131条の11第2項の規定により読み替えられた法令第4条の2第2項に規定する「割合」が5%未満かどうかにより行うのであるから、例えば、通算子法人に係る当該割合が5%未満である状態が継続していたものが5%以上となったときには、当該通算子法人はその時において通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しないこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(通算承認の却下事由に該当するものの例示)</u></p> <p><u>12の7-2-3 法第64条の9第3項第2号(通算承認)に規定する「その申請を行つている法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること」には、例えば、法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)の承認を受け、法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は法第128条(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした内国法人につき、法第64条の9第1項第3号から第5号までに規定する各期間を経過していない場合において、当該内国法人がその申請を行つている法人に含まれていることがこれに該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(最初通算事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認)</u></p> <p><u>12の7-2-4 法第64条の9第2項(通算承認)に規定する他の内国法人が、既に同項の規定により通算承認の申請を行った同条第1項に規定する親法人との間に、当該申請の時から当該親法人の最初通算事業年度(法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。以下同じ。)開始の時までの間に、新たに当該親法人による完全支配関係(同項に規定する政令で定める関係に限る。)を有することとなった場合において、当該親法人に対して通算承認の処分があったときは、同条第4項の規定により、当該他の内国法人についても通算承認があったものとみなすことに留意する。</u></p> <p><u>(設立事業年度等の承認申請特例の不適用)</u></p> <p><u>12の7-2-5 法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人の事業年度の期間が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事業年度については、同条第7項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該親法人の設立事業年度(同項に規定する設立事業年度をいう。以下12の7-2-5において同じ。)の期間が2月を超えない場合(②に該当する場合を除く。)</u> 設立事業年度</p> <p><u>(2) 当該親法人の設立事業年度開始の日から当該設立事業年度の翌事業年度終了の日までの期間が2月を超えない場合</u> 設立事業年度及びその翌事業年度</p> <p><u>(時価評価資産等の判定における資本金等の額)</u></p> <p><u>12の7-2-6 法人が法第64条の9第10項第1号(通算承認)の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかを判定する場合における令</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第131条の15第1項第5号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する「資本金等の額」は、申請特例年度(法第64条の9第9項に規定する申請特例年度をいう。以下同じ。)開始の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。</u></p> <p><u>法第64条の9第12項第1号の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかを判定する場合における令第131条の16第1項第3号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する「資本金等の額」については、完全支配関係(法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限る。)を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。</u></p> <p><u>(譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等)</u></p> <p><u>12の7-2-7 令第131条の13第1項(時価評価資産等の範囲)の規定の適用上、次に掲げる金額が1,000万円以上であるかどうかの判定に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同項第2号の譲渡損益調整額(以下12の7-2-7において「譲渡損益調整額」という。) その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定する。</u></p> <p>(2) <u>同項第3号の繰延長期割賦損益額(以下12の7-2-7において「繰延長期割賦損益額」という。) 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡(以下12の7-2-7において「リース譲渡」という。)に係る契約ごとの繰延長期割賦損益額により判定する。</u></p> <p>(3) <u>令第131条の13第1項第4号に規定する特別勘定の金額 その特別勘定の対象となる譲渡した資産又は取得した株式のそれぞれの特別勘定の金額ごと</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に判定する。</u></p> <p><u>同条第2項又は第3項の規定による(1)から(3)までに掲げる金額がそれぞれ1,000万円に満たないかどうかの判定に当たっても、同様とする。</u></p> <p><u>(注) (2)の判定を行う場合において、法人が、リース譲渡につき2-4-5(延払基準の計算単位)の取扱いにより合理的な区分ごと一括して延払基準を適用しているときは、その契約の属する区分の差益率を基として当該契約に係る繰延長期割賦損益額を計算している限り、これを認める。</u></p> <p><u>(通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定)</u></p> <p><u>12の7-2-8 株式移転により設立された法人が、通算グループに属する通算親法人の発行済株式の全部を当該株式移転により取得をして保有した上で、法第64条の9第7項(通算承認)の規定の適用を受けて通算承認の申請を行う場合における当該通算グループに属する通算親法人及び通算子法人は、当該株式移転により設立された法人の申請特例年度開始の日の前日の属するそれぞれの事業年度終了の時に於いて、それぞれ同条第10項第1号の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかにより同号の時価評価法人に該当するかどうかの判定を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(最初通算事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い)</u></p> <p><u>12の7-2-9 法第64条の9第4項(通算承認)の規定により通算承認があったものとみなされる同項に規定する他の内国法人は、当該他の内国法人に係る同条第1項に規定する親法人の最初通算事業年度の開始の時に当該親法人との間に完全支配関係(同項に規定する政令で定める関係に限る。以下12の7</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>一 二 九</u>において同じ。)がある法人に限られるのであるから、例えば、当該最初通算事業年度の開始の日に 12 の 7 ー 2 ー 8 (通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定) の場合に該当することとなった当該通算グループに属する当該通算親法人及び当該通算子法人はこれに該当するが、当該最初通算事業年度の開始の日に当該親法人によって設立された法人のように当該開始の日において当該親法人との間に完全支配関係を有することとなった法人はこれに該当せず、同条第 11 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 通算制度の取りやめ等</p> <p><u>(通算制度の取りやめの承認事由)</u></p> <p>12 の 7 ー 2 ー 10 法第 64 条の 10 第 1 項 (通算制度の取りやめ等) に規定する「やむを得ない事情があるとき」とは、例えば、通算制度の適用を継続することにより事務負担が著しく過重になると認められる場合をいうのであるから、単に税負担が軽減されることのみを理由として通算制度を適用しないこととする場合は、これに該当しないことに留意する。</p> <p><u>(通算完全支配関係を有しなくなる事実)</u></p> <p>12 の 7 ー 2 ー 11 法第 64 条の 10 第 6 項第 6 号 (通算制度の取りやめ等) に規定する「通算完全支配関係を有しなくなったこと」には、例えば、次に掲げる事実がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>通算子法人の発行済株式又は出資 (以下 12 の 7 ー 2 ー 14 までにおいて「発行済株式等」という。)</u> の全部又は一部が当該通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 通算子法人の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有する他の通算子法人（以下12の7-2-14までにおいて「株式等保有通算子法人」という。）に次に掲げる事実が生じたことに基因して通算完全支配関係を有しなくなったこと。</u></p> <p><u>イ 株式等保有通算子法人の発行済株式等の全部又は一部が当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと。</u></p> <p><u>ロ 破産手続開始の決定による解散</u></p> <p><u>ハ 合併による解散（当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がある通算法人との合併による解散を除く。）</u></p> <p><u>ニ 法第127条第2項《青色申告の承認の取消し》の規定による通知を受けたことにより通算承認の効力を失ったこと。</u></p> <p><u>ホ 令第131条の11第2項《通算法人の範囲》の規定により読み替えられた令第4条の2第2項《支配関係及び完全支配関係》に規定する「割合」が5%以上となったこと。</u></p> <p><u>(3) 通算親法人に(2)ニに掲げる事実が生じたこと。</u></p> <p><u>（最初通算事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の通算制度の適用制限）</u></p> <p><u>12の7-2-12 法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人が、既に通算承認を受けた同条第1項に規定する親法人（以下12の7-2-12において「親法人」という。）について当該通算承認の効力が生ずる前に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係（同項に規定する政令で定める関係に限る。）を有しなくなったことは、法第64条の10第6項第6号《通算制度の取りやめ等》に掲げる事実</u>に該当しないのであるから、当該他の内国法人は令</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第131条の11第3項第1号(通算法人の範囲)に掲げる法人に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(四) 法第64条の9第10項第2号及び第12項第2号に規定する「前号に掲げる法人以外の法人」が通算子法人となった場合は、たとえ同条第7項の規定の適用を受けて親法人の最初通算事業年度の終了の日までの間に当該親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなったとき(株式等保有通算子法人が破産手続開始の決定による解散に基因して当該親法人による通算完全支配関係を有しなくなった場合を除く。)であっても、当該「前号に掲げる法人以外の法人」は令第131条の11第3項第1号に掲げる法人に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人)</u></p> <p><u>12の7-2-13 12の7-2-14(2)(通算制度の再申請)に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人は、同通達の(2)に掲げる期間(以下12の7-2-13において「適用制限期間」という。)を経過していない場合には当該通算承認の効力を失う直前におけるその通算親法人の通算子法人となることができないのであるが、当該適用制限期間中であっても当該通算親法人以外の通算親法人(以下12の7-2-13において「他の通算親法人」という。)との間に完全支配関係(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)を有することとなった場合には、当該他の通算親法人の通算子法人となるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(通算制度の再申請)</u></p> <p><u>12の7-2-14 法人が、次に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った後に、再度、通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合には、当該申請</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>時において、それぞれ次に掲げる期間を経過している必要があることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)の承認を受けたこと 当該承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u></p> <p>(2) <u>同条第6項第6号に掲げる事実があったこと(株式等保有通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して当該事実が生じた場合を除く。)</u> <u>当該通算承認の効力を失った日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u></p> <p>(3) <u>法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたこと 当該通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u></p> <p>(4) <u>(2)に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人が当該通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人以外の法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人と通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合は、この限りでない。</u></p>	

五十 資産の時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<u>第3節 資産の時価評価損益等</u>	(新 設)
<u>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義)</u></p> <p><u>12 の 7-3-1 法第 64 条の 11 (通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)</u> <u>の規定の適用に当たっては、次による。</u></p> <p>(1) <u>同条第 1 項に規定する時価評価資産 (以下 12 の 7-3-7 までにおいて「時価評価資産」という。) の「その時の価額」は、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、次に掲げる資産について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる方法その他合理的な方法により当該資産のその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。</u></p> <p><u>イ 減価償却資産</u></p> <p><u>(イ) 令第 13 条第 1 号から第 7 号まで(減価償却資産の範囲)に掲げる減価償却資産 9-1-19(減価償却資産の時価) に定める方法により計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法</u></p> <p><u>(ロ) 同条第 8 号及び第 9 号に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額を基礎としてその取得の時から通算開始直前事業年度(法第 64 条の 11 第 1 項に規定する通算開始直前事業年度をいう。以下同じ。) 終了の時まで旧定額法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法</u></p> <p><u>ロ 土地 当該土地につきその近傍類地の売買実例を基礎として合理的に算定した価額又は当該土地につきその近傍類地の公示価格等 (地価公示法第 8 条(不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則) に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令第 9 条第 1 項(基準地の標準価格) に規定す</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る標準価格をいう。) から合理的に算定した価額をもって当該土地の価額とする方法</p> <p>ハ <u>有価証券 9-1-8(市場有価証券等の価額)、9-1-13(市場有価証券等以外の株式の価額)、9-1-14(市場有価証券等以外の株式の価額の特例)又は9-1-15(企業支配株式等の時価)に定める方法に準じた方法によって算定した価額をもって当該有価証券の価額とする方法</u></p> <p>ニ <u>金銭債権</u></p> <p>(イ) <u>その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権 当該金銭債権の額から当該金銭債権につき法第52条第1項(貸倒引当金)の規定を適用した場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額を控除した金額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>(ロ) <u>(イ)以外の金銭債権 当該金銭債権の帳簿価額をもって当該金銭債権の価額とする方法</u></p> <p>ホ <u>繰延資産</u></p> <p>(イ) <u>令第14条第1項第1号から第5号まで(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産 当該繰延資産の帳簿価額をもって当該繰延資産の価額とする方法</u></p> <p>(ロ) <u>同項第6号に掲げる繰延資産 当該繰延資産の額を基礎としてその支出の時から通算開始直前事業年度終了の時まで令第64条第1項第2号(繰延資産の償却限度額)の規定により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該繰延資産の価額とする方法</u></p> <p>(ニ) <u>この場合における償却期間は、8-2-1(効果の及ぶ期間の測定)から8-2-5(公共下水道に係る受益者負担金の償却期間の特例)</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>までに定める償却期間による。</u></p> <p><u>(2) 法第 64 条の 11 第 2 項に規定する株式又は出資の「その時の価額」は、当該株式又は出資がその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、当該株式又は出資について、(1)ハに掲げる方法その他合理的な方法によりその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。</u></p> <p><u>(最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</u></p> <p><u>12 の 7-3-2 法人が、当該法人に係る法第 64 条の 9 第 1 項(通算承認)に規定する親法人の最初通算事業年度(当該法人が同条第 10 項第 1 号の規定の適用を受ける法人である場合には、当該親法人の最初通算事業年度の翌事業年度)において、法第 64 条の 10 第 6 項(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失ったため通算法人でなくなった場合であっても、法第 64 条の 11 第 1 項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定によりその通算開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産について益金の額に算入した評価益の額又は損金の額に算入した評価損の額は、当該通算開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。</u></p> <p><u>(ロ) 法第 61 条の 11 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額若しくは譲渡損失額、法第 63 条第 4 項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>1 措置法第 64 条の 2 第 11 項(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p> <p><u>2 措置法第 65 条第 3 項(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>例)において準用される措置法第 64 条の 2 第 11 項</p> <p><u>3 措置法第 65 条の 8 第 11 項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p> <p><u>4 措置法第 66 条の 13 第 8 項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)</u></p> <p><u>(時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度の開始)</u></p> <p><u>12 の 7-3-3 法第 64 条の 9 第 2 項(通算承認)に規定する他の内国法人(法第 64 条の 11 第 1 項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する内国法人に該当するものに限る。)が申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に、時価評価資産を有しないが令第 131 条の 13 第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号(時価評価資産等の範囲)に掲げるものを有する場合には、当該申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第 64 条の 11 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 関連法人(法第 64 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人をいい、同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。)が申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第 64 条の 11 第 1 項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(時価評価資産から除かれる資産の範囲)</u></p> <p><u>12 の 7-3-4 令第 131 条の 15 第 1 項第 1 号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用上、同号ハに掲げる規定の適用を受けた減価償却資産には、10-3-3 の後段(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取得できない場合の仮受経理等)の取扱いにより圧縮記帳をした減価償却資産が含まれる。</u></p> <p><u>(一括償却資産に係る時価評価益の計算)</u></p> <p><u>12の7-3-5 法人の有する資産が令第131条の15第1項第4号又は第5号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に掲げる資産に該当するかどうかを判定する場合には、当該資産が令第133条の2第1項(一括償却資産の損金算入)の規定の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を令第131条の15第1項第4号に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>④ この場合において、同号及び同項第5号に規定する帳簿価額は零として、同項第4号に規定する1,000万円に満たないかどうかの判定及び同項第5号に規定する資本金等の額の2分の1に相当する金額又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないかどうかの判定を行うこととなる。</u></p> <p><u>(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)</u></p> <p><u>12の7-3-6 法人が時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第131条の15第1項第5号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する「資本金等の額」は、通算開始直前事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。</u></p> <p><u>(株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益)</u></p> <p><u>12の7-3-7 法第64条の11第2項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する株式等保有法人(以下12の7-3-7において「株式等保有法人」という。)については、次に掲げる場合に該当する場合であっても、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 同項に規定する内国法人が、その通算開始直前事業年度終了の時に</u> <u>時価評価資産を有していない場合</u></p> <p><u>(2) 当該株式等保有法人が、当該内国法人の通算開始直前事業年度終了の</u> <u>時に、同条第1項各号に掲げる法人に該当する場合又は時価評価資産を有</u> <u>していない場合</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p><u>(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用)</u></p> <p>12の7-3-8 <u>法第64条の12(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)</u> <u>の規定の適用に当たっては、12の7-3-1(通算制度の開始に伴う時価評価</u> <u>資産等に係る時価の意義)、12の7-3-2(最初通算事業年度に離脱した法</u> <u>人の時価評価損益等)及び12の7-3-4(時価評価資産から除かれる資産の</u> <u>範囲)から12の7-3-6(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判</u> <u>定する場合の資本金等の額)までの取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主</u> <u>要な事業の判定)</u></p> <p>12の7-3-9 <u>法第64条の12第1項第3号イ及びロ(通算制度への加入に伴</u> <u>う資産の時価評価損益)に掲げる要件に該当するかどうかの判定に当たって</u> <u>は、同号イに規定する「従業者」については1-4-4(従業者の範囲)の取</u> <u>扱いを、同号ロに規定する「主要な事業」については1-4-5(主要な事業</u> <u>の判定)の取扱いを、それぞれ準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(共同事業に係る要件の判定)</u></p> <p><u>12の7-3-10 法第64条の12第1項第4号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定(以下12の7-3-11において「共同事業に係る要件の判定」という。)に当たっては、1-4-4(従業員の範囲)から1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)</u></p> <p><u>12の7-3-11 完全支配関係グループ(法人(通算グループに属する通算親法人との間に当該通算親法人による支配関係があるものを除く。以下12の7-3-11において同じ。)及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)がある法人によって構成されたグループをいう。)が当該通算グループに加入する場合における令第131条の16第4項第1号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する「いずれかの主要な事業」とは、当該完全支配関係グループに属するいずれかの法人にとって主要な事業ではなく、当該完全支配関係グループにとって主要な事業であることをいうのであり、当該完全支配関係グループにとっての主要な事業が複数ある場合の共同事業に係る要件の判定に当たっては、そのいずれかの事業を同号に規定する子法人事業として同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(通算制度への再加入時の時価評価の要否)</u></p> <p><u>12の7-3-12 法人が、法第64条の10第5項又は第6項(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失った後に、再度、当該通算承認に係る</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった場合には、当該法人が当該通算承認の効力を失う前の通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度（法第 64 条の 12 第 1 項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算加入直前事業年度をいう。以下 12 の 7-3-13 において同じ。）において法第 64 条の 11 第 1 項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は法第 64 条の 12 第 1 項の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度への加入）</u></p> <p><u>12 の 7-3-13 法第 64 条の 12 第 1 項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人が法第 64 条の 9 第 12 項（通算承認）に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に</u> <u>において、法第 64 条の 12 第 1 項に規定する時価評価資産（以下 12 の 7-3-15 までにおいて「時価評価資産」という。）を有しないが令第 131 条の 13 第 3 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号（時価評価資産等の範囲）に掲げるものを有する場合には、通算加入直前事業年度終了の時に</u> <u>において当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第 64 条の 12 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価）</u></p> <p><u>12 の 7-3-14 通算親法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループに属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算親法人及びその通算子法人が当該他の通算グループに属する他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有することとなった場合における当該通算親法人及び当該通算子法人が当該通算完全支配関係を有することと</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>なった日の前日に有する資産については、法第64条の12第1項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定及び法第64条の13第1項(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定のいずれもが適用されるのであり、この場合には同項の規定を先に適用することに留意する。</u></p> <p><u>(ロ) 通算子法人の発行済株式又は出資の全部が当該他の通算グループに属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算子法人が当該他の通算グループに属する他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有することとなった場合の当該通算子法人及び当該通算子法人との間に当該通算子法人による完全支配関係(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)がある通算法人が当該他の通算グループへの加入に係る最初通算事業年度開始の日の前日に有する資産についても、同様とする。</u></p> <p><u>(株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益)</u></p> <p><u>12の7-3-15 法第64条の12第2項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する株式等保有法人(以下12の7-3-15において「株式等保有法人」という。)については、それぞれ次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 同項に規定する他の内国法人(以下12の7-3-15において「他の内国法人」という。)のその通算承認の効力が生じた日において既に通算承認を受けて通算法人となっている場合も、同項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる場合に該当する場合であっても、同項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>イ 他の内国法人が、その通算承認の効力が生じた日の前日において時価評価資産を有していない場合</u></p> <p><u>ロ 当該株式等保有法人が、当該他の内国法人の通算承認の効力が生じた日の前日において、同条第1項各号に掲げる法人に該当する場合又は時価評</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>価資産を有していない場合</u></p> <p><u>(通算法人が他の通算グループに加入する場合の通算子法人株式の投資簿価修正と加入の時価評価の適用関係)</u></p> <p><u>12 の 7-3-16 12 の 7-3-14(通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価) の場合における当該通算親法人及び当該通算子法人の株式を有する通算法人が有する当該通算子法人の株式に係る法第 64 条の 12 第 2 項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益) の規定の適用に当たっては、同項に規定する「その時の帳簿価額」は、令第 119 条の 3 第 5 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例) の規定による計算をした後の金額となるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第 3 款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益等に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>12 の 7-3-17 法第 64 条の 13(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益) の規定の適用に当たっては、12 の 7-3-1(通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義) 及び 12 の 7-3-4(時価評価資産から除かれる資産の範囲) から 12 の 7-3-6(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額) まで並びに 12 の 7-3-9(支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定) の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(他の通算法人に株式等の譲渡等による損失が見込まれていることの意義)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>12の7-3-18 法第64条の13第1項第2号(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の「当該株式又は出資の譲渡……による損失の額として政令で定める金額が生ずることが見込まれていること」には、例えば、通算法人の株式又は出資が通算グループ外の第三者に譲渡されたことにより当該通算法人が当該通算グループから離脱する場合における同号の他の通算法人に当該株式又は出資の譲渡による損失が生ずることもこれに該当する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p><u>(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用)</u></p> <p><u>12の7-3-19 法第64条の14(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の規定の適用に当たっては、12の2-2-3(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)、12の2-2-4(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)及び12の2-2-6(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(共同事業に係る要件の判定)</u></p> <p><u>12の7-3-20 法第64条の14第1項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、1-4-4(従業者の範囲)から1-4-7(特定役員)までの取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用)</u></p> <p><u>12の7-3-21 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次に定める通達の</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取扱いを準用する。</u></p> <p>(1) <u>法第 64 条の 14 第 1 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)並びに令第 131 条の 19 第 1 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)において準用する令第 131 条の 8 第 1 項第 2 号イ及びロ(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」</u> 12-1-5(2)(最後に支配関係を有することとなった日)</p> <p>(2) <u>令第 131 条の 19 第 2 項において準用する令第 112 条の 2 第 4 項第 1 号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」</u> 12-1-8(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)</p> <p>(3) <u>法第 64 条の 14 第 1 項に規定する「新たな事業を開始した」</u> 12-1-9(新たな事業の開始の意義)</p>	

五十一 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定)</p> <p>13-1-4 法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させ、これにより相当の地代を収受した場合においても、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められるときを除き、原則としてその引き下げた時においてその時における当該土地の価額を基礎として</p> <p>13-1-3 <u>(相当の地代に満たない地代を収受している場合の権利金の認定)</u>の算式に準じて計算した金額(既に権利金の一部を収受している場合又は13-1-3により贈与があったものとして計算された金額がある場合には、これら</p>	<p>(相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定)</p> <p>13-1-4 法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させ、これにより相当の地代を収受した場合においても、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められるときを除き、原則としてその引き下げた時においてその時における当該土地の価額を基礎として</p> <p>13-1-3の算式に準じて計算した金額(既に権利金の一部を収受している場合又は13-1-3若しくは連結納税基本通達16-1-3 <u>(相当の地代を引き下げた場合の権利金の認定)</u>により贈与があったものとして計算された金額があ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の金額を控除した金額)に相当する金額を借地人等に対して贈与したものとす る。</p> <p>(権利金の認定見合せ)</p> <p>13-1-7 法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合(権利金 を収受した場合又は特別の経済的な利益を受けた場合を除く。)において、こ れにより収受する地代の額が13-1-2《<u>使用の対価としての相当の地代</u>》に 定める相当の地代の額に満たないとき(13-1-5《<u>通常権利金を授受しない 土地の使用</u>》の取扱いの適用があるときを除く。)であっても、その借地権の 設定等に係る契約書において将来借地人等がその土地を無償で返還すること が定められており、かつ、その旨を借地人等との連名の書面により遅滞なく当 該法人の納税地の所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄 国税局長。以下13-1-14までにおいて同じ。)に届け出たときは、13-1-3《<u>相 当の地代に満たない地代を収受している場合の権利金の認定</u>》にかかわらず、 当該借地権の設定等をした日の属する事業年度以後の各事業年度において、13 -1-2に準じて計算した相当の地代の額から実際に収受している地代の額を 控除した金額に相当する金額を借地人等に対して贈与したものと取り扱う ものとする。</p> <p>.....</p> <p>㊦ 本文の取扱いを適用する場合における相当の地代の額は、おおむね3年以 下の期間ごとにその見直しを行うものとする。この場合において、13-1- 2の㊦1中「<u>その借地権の設定等の時</u>」とあるのは「当該事業年度開始の時」 と読み替えるものとする。</p>	<p>る場合には、これらの金額を控除した金額)に相当する金額を借地人等に対し て贈与したものとす。</p> <p>(権利金の認定見合せ)</p> <p>13-1-7 法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合(権利金 を収受した場合又は特別の経済的な利益を受けた場合を除く。)において、こ れにより収受する地代の額が13-1-2に定める相当の地代の額に満たない とき(13-1-5の取扱いの適用があるときを除く。)であっても、その借地 権の設定等に係る契約書において将来借地人等がその土地を無償で返還する ことが定められており、かつ、その旨を借地人等との連名の書面により遅滞なく 当該法人の納税地の所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄 国税局長。以下13-1-14までにおいて同じ。)に届け出たときは、13-1- 3にかかわらず、当該借地権の設定等をした日の属する事業年度以後の各事業 年度において、13-1-2に準じて計算した相当の地代の額から実際に収受し ている地代の額を控除した金額に相当する金額を借地人等に対して贈与したも のとして取り扱うものとする。</p> <p>.....</p> <p>㊦1 本文の取扱いを適用する場合における相当の地代の額は、おおむね3年 以下の期間ごとにその見直しを行うものとする。この場合において、13- 1-2の㊦1中「<u>借地権の設定等の時</u>」とあるのは「<u>当該事業年度(その 事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>開始の 時」と読み替えるものとする。</p> <p>2 当該法人が連結納税基本通達16-1-7《<u>権利金の認定見合せ</u>》の取扱</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸地の返還を受けた場合の処理)</p> <p>13-1-16</p> <p>(1) 無償で返還を受けた場合 その土地について借地権の設定等に当たり令第138条第1項(借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入)又は法第33条第2項(資産の評価損)の規定により損金の額に算入した金額があるときは、その損金の額に算入した金額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p>	<p style="text-align: center;"><u>いによる届出を行っていた場合についても、本通達の適用がある。</u></p> <p>(貸地の返還を受けた場合の処理)</p> <p>13-1-16</p> <p>(1) 無償で返還を受けた場合 その土地について借地権の設定等に当たり令第138条第1項(借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入)又は法第33条第2項(資産の評価損の<u>損金算入</u>)の規定(法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第138条第1項又は法第33条第2項の規定を含む。)により損金の額に算入した金額があるときは、その損金の額に算入した金額</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)</p>

五十二 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等)</p> <p>13の2-1-4 外貨建取引に係る売上その他の収益又は仕入その他の費用につき円換算を行う場合において、その計上を行うべき日までに、当該収益又は費用の額に係る本邦通貨の額を先物外国為替契約等(法第61条の8第2項(外貨建取引の換算))に規定する先物外国為替契約等をいう。以下この章において同じ。)により確定させているとき(当該先物外国為替契約等の締結の日におい</p>	<p>(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等)</p> <p>13の2-1-4 外貨建取引に係る売上その他の収益又は仕入その他の費用につき円換算を行う場合において、その計上を行うべき日までに、当該収益又は費用の額に係る本邦通貨の額を先物外国為替契約等(法第61条の8第2項(先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算))に規定する先物外国為替契約等をいう。以下この章において同じ。)により確定させている</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て、当該法人の帳簿書類に規則第 27 条の 11 第 2 項(外貨建資産等の決済時の円換算額を確定させる先物外国為替契約等)に規定する記載事項に準ずる事項の記載があるときに限る。)は、その収益又は費用の額については、13 の 2 - 1 - 2 (外貨建取引及び発生時換算法の円換算) (13 の 2 - 1 - 3 (多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)) により準用して適用する場合を含む。以下この章において同じ。)にかかわらず、その確定させている本邦通貨の額をもってその円換算額とすることができる。この場合、その収益又は費用の額が先物外国為替契約等により確定しているかどうかは、原則として個々の取引ごとに判定するのであるが、外貨建取引の決済約定の状況等に応じ、包括的に先物外国為替契約等を締結してその予約額の全部又は一部を個々の取引に比例配分するなど合理的に振り当てているときは、これを認める。</p> <p>④1 事業年度終了の時ににおいて、この取扱いの適用を受けた外貨建取引に係る外貨建資産等で決済時の円換算額を確定させたものを有する場合には、当該外貨建資産等に係る法第 61 条の 10 第 1 項(為替予約差額の配分)に規定する為替予約差額に相当する金額を同条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき各事業年度に配分することに留意する。この場合、当該事業年度終了の日における当該為替予約差額に相当する金額の計上は、課税上弊害がない限り、為替差損益の調整勘定として処理することができるものとする。</p> <p>2</p>	<p>とき (当該先物外国為替契約等の締結の日において、当該法人の帳簿書類に規則第 27 条の 11 第 2 項(先物外国為替契約等により円換算額が確定している旨の記載の方法)に規定する記載事項に準ずる事項の記載があるときに限る。)は、その収益又は費用の額については、13 の 2 - 1 - 2 (13 の 2 - 1 - 3 により準用して適用する場合を含む。以下この章において同じ。)にかかわらず、その確定させている本邦通貨の額をもってその円換算額とすることができる。この場合、その収益又は費用の額が先物外国為替契約等により確定しているかどうかは、原則として個々の取引ごとに判定するのであるが、外貨建取引の決済約定の状況等に応じ、包括的に先物外国為替契約等を締結してその予約額の全部又は一部を個々の取引に比例配分するなど合理的に振り当てているときは、これを認める。</p> <p>④1 事業年度終了の時ににおいて、この取扱いの適用を受けた外貨建取引に係る外貨建資産等で決済時の円換算額を確定させたものを有する場合には、当該外貨建資産等に係る法第 61 条の 10 第 1 項(為替予約差額の配分)に規定する為替予約差額に相当する金額を同条第 1 項から第 3 項までの規定(法第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの規定を含む。)に基づき各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に配分することに留意する。この場合、当該事業年度終了の日における当該為替予約差額に相当する金額の計上は、課税上弊害がない限り、為替差損益の調整勘定として処理することができるものとする。</p> <p>2</p>

五十三 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(先物外国為替契約等の範囲－選択権付為替予約)</p> <p>13 の 2-2-3 法人が、選択権付為替予約をしている場合において、当該選択権付為替予約に係る選択権の行使をしたときは、その選択権の行使をした日が法第 61 条の 8 第 2 項(外貨建取引の換算)に規定する先物外国為替契約等の締結の日となることに留意する。この場合、オプション料に相当する金額は、法第 61 条の 10 第 1 項(為替予約差額の配分)に規定する為替予約差額の直先差額に含めて各事業年度の益金の額又は損金の額として配分する。</p> <p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13 の 2-2-7 外貨建資産等につき規則第 27 条の 11 第 1 項第 1 号又は第 2 号(外貨建資産等の決済時の円換算額を確定させる先物外国為替契約等)のいずれかの要件を満たす同項に規定する「金銭の支払を相互に約する取引に係る契約」(以下 13 の 2-2-7 において「通貨スワップ契約」という。)を締結している場合の当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等により確定している円換算額(以下 13 の 2-2-7 において「通貨スワップ換算元本額」という。)は、当該通貨スワップ契約により元本の額として授受すべき本邦通貨の額とする。この場合、通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の総額は、利息法又は定額法に基づき各事業年度に配分する。ただし、当該受取利子又は支払利子に係るスワップレート(当該受取利子又は支払利子に係る本邦通貨の額を当該利子の外国通貨表示の金額で除して計算した金額をいう。)が、当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で為替予約をするとした場合のものと同等と認められるときは、当該通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額を上記の配分額に代わる各事業年</p>	<p>(先物外国為替契約等の範囲－選択権付為替予約)</p> <p>13 の 2-2-3 法人が、選択権付為替予約をしている場合において、当該選択権付為替予約に係る選択権の行使をしたときは、その選択権の行使をした日が法第 61 条の 8 第 2 項(先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算)に規定する先物外国為替契約等の締結の日となることに留意する。この場合、オプション料に相当する金額は、法第 61 条の 10 第 1 項(為替予約差額の配分)に規定する為替予約差額の直先差額に含めて各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額として配分する。</p> <p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13 の 2-2-7 外貨建資産等につき規則第 27 条の 11 第 1 項第 1 号又は第 2 号(外貨建資産等の決済時の円換算額を確定させる先物外国為替契約等)のいずれかの要件を満たす同項に規定する「金銭の支払を相互に約する取引に係る契約」(以下 13 の 2-2-7 において「通貨スワップ契約」という。)を締結している場合の当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等により確定している円換算額(以下 13 の 2-2-7 において「通貨スワップ換算元本額」という。)は、当該通貨スワップ契約により元本の額として授受すべき本邦通貨の額とする。この場合、通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の総額は、利息法又は定額法に基づき各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に配分する。ただし、当該受取利子又は支払利子に係るスワップレート(当該受取利子又は支払利子に係る本邦通貨の額を当該利子の外国通貨表示の金額で除して計算した金額をいう。)が、当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で為替予約をするとした場合のものと同等と認められるときは、当該通貨スワップ契約により授受をす</p>

改 正 後	改 正 前
<p>度の利子相当額とすることができる。</p> <p>(四) 外貨建資産等につき通貨スワップ契約によって生ずる換算差額相当額（当該外貨建資産等の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。）は、法第 61 条の 10 第 1 項から第 3 項まで（為替予約差額の配分）の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p> <p>（先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い）</p> <p>13 の 2-2-16 法第 61 条の 8 第 2 項（外貨建取引の換算）の規定の適用を受けた外貨建資産等に係る先物外国為替契約等につき解約（解除を含む。以下 13 の 2-2-16 において同じ。）があった場合には、その解約があった日の属する事業年度（以下 13 の 2-2-16 において「解約事業年度」という。）の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額（法第 61 条の 10 第 1 項（為替予約差額の配分）に規定する為替予約差額（以下 13 の 2-2-18 において「為替予約差額」という。）をいい、令第 122 条の 9 第 1 項の表の第 1 号上欄に掲げる場合にあっては、当該為替予約差額から同号中欄のイに規定する差額に相当する金額を控除した金額をいう。）を当該先物外国為替契約等の締結の日（その日が当該外貨建資産等の取得の日又は発生の日前である場合には、その取得の日又は発生の日）から当該外貨建資産等に係る債権債務の当初の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに解約事業年度開始の日から当該先物外</p>	<p>る契約上の受取利子又は支払利子の額を上記の配分額に代わる各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の利子相当額とすることができる。</p> <p>(四) 外貨建資産等につき通貨スワップ契約によって生ずる換算差額相当額（当該外貨建資産等の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。）は、法第 61 条の 10 第 1 項から第 3 項まで（為替予約差額の配分）の規定（法第 81 条の 3 第 1 項（個別益金額又は個別損金額）の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第 61 条の 10 第 1 項から第 3 項までの規定を含む。）により各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に配分することに留意する。</p> <p>（先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い）</p> <p>13 の 2-2-16 法第 61 条の 8 第 2 項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定（法第 81 条の 3 第 1 項（個別益金額又は個別損金額）の規定により同項の個別益金額若しくは個別損金額を計算する場合の法第 61 条の 8 第 2 項の規定を含む。以下 13 の 2-2-17 において同じ。）の適用を受けた外貨建資産等に係る先物外国為替契約等につき解約（解除を含む。以下 13 の 2-2-16 において同じ。）があった場合には、その解約があった日の属する事業年度（以下 13 の 2-2-16 において「解約事業年度」という。）の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額（法第 61 条の 10 第 1 項（為替予約差額の配分）に規定する為替予約差額（以下 13 の 2-2-18 において「為替予約差額」という。）をいい、令第 122 条の 9 第 1 項の表の第 1 号上欄に掲げる場合にあっては、当該為替予約差額から同号中欄のイに規定する差額に相当する金額を控除した金額をいう。）を当該先物外国為替契約等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>国為替契約等の解約の日までの期間の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)</p> <p>(外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整)</p> <p>13の2-2-17 法第61条の8第2項(外貨建取引の換算)の規定の適用を受けた外貨建資産等の取得又は発生に係る契約につき解除があった場合(再売買と認められる場合を除く。)には、その解除があった日の属する事業年度(以下13の2-2-17において「契約解除事業年度」という。)の所得の金額の計算上、当該契約解除事業年度の前事業年度までの間に当該外貨建資産等につき法第61条の10第1項から第3項まで(為替予約差額の配分)の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p> <p>13の2-2-18 令第122条の9第1項(為替予約差額の配分)の規定の適用を受ける外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先</p>	<p>の締結の日(その日が当該外貨建資産等の取得の日又は発生の日前である場合には、その取得の日又は発生の日)から当該外貨建資産等に係る債権債務の当初の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに解約事業年度開始の日から当該先物外国為替契約等の解約の日までの期間の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)</p> <p>(外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整)</p> <p>13の2-2-17 法第61条の8第2項(先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算)の規定(法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第61条の8第2項の規定を含む。)の適用を受けた外貨建資産等の取得又は発生に係る契約につき解除があった場合(再売買と認められる場合を除く。)には、その解除があった日の属する事業年度(以下13の2-2-17において「契約解除事業年度」という。)の所得の金額の計算上、当該契約解除事業年度の前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)までの間に当該外貨建資産等につき法第61条の10第1項から第3項まで(為替予約差額の配分)の規定(法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第61条の10第1項から第3項までの規定を含む。)により益金の額又は損金の額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p> <p>13の2-2-18 令第122条の9第1項(為替予約差額の配分)の規定(法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ（繰上げを含む。以下13の2-2-18において「繰延べ等」という。）が行われた場合においても当該外貨建資産等につき円換算額（当該繰延べ等により円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額）が確定しているときは、その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（以下13の2-2-18において「繰延事業年度」という。）以後の事業年度の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額の残額（当該外貨建資産等に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前事業年度までの各事業年度において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく再計算後の残額をいう。以下13の2-2-18において同じ。）を当該繰延事業年度開始の日から当該外貨建資産等に係る債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>④1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日の属する事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度（繰延事業年度以後の事業年度に限る。）までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。</p>	<p>は個別損金額を計算する場合の令第122条の9第1項の規定を含む。）の適用を受ける外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ（繰上げを含む。以下13の2-2-18において「繰延べ等」という。）が行われた場合においても当該外貨建資産等につき円換算額（当該繰延べ等により円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額）が確定しているときは、その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下13の2-2-18において「繰延事業年度」という。）以後の事業年度の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額の残額（当該外貨建資産等に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前事業年度までの各事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく再計算後の残額をいう。以下13の2-2-18において同じ。）を当該繰延事業年度開始の日から当該外貨建資産等に係る債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>④1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日の属する事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度（繰延事業年度以後の事業年度に限り、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。）までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2</p> <p>3 外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該外貨建資産等に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2-2-16(先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い)の取扱いによる。</p>	<p>2</p> <p>3 外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該外貨建資産等に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2-2-16の取扱いによる。</p>

五十四 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>14-2-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 割戻積立金を積み立てた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日において当該割戻積立金残額がある場合 その割戻積立金残額</p> <p>(協同組合等の特別の賦課金)</p> <p>14-2-9 協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌事業年度に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときにおいても、その剰余の額の全部又は一部をその目的に従って翌事業年度中に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認めら</p>	<p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>14-2-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 割戻積立金を積み立てた事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> 終了の日の翌日から2年を経過した日の前日において当該割戻積立金残額がある場合 その割戻積立金残額</p> <p>(協同組合等の特別の賦課金)</p> <p>14-2-9 協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下14-2-9において同じ。)</u> に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときにおいても、その剰余の額の全部又は一部をそ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認める。</p>	<p>の目的に従って翌事業年度中に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認められる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認める。</p>

五十五 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>更生手続開始の決定があった更生会社等の事業年度</u>)</p> <p>14-3-1 <u>更生手続開始の決定があった更生会社等</u>（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。）の事業年度は、会社更生法第232条第2項（事業年度の特例）又は更生特例法第148条の2第2項若しくは第321条の2第2項（事業年度の特例）の規定により、<u>その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時</u>（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するのであるが、この場合において、更生手続の終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④1 更生計画認可の決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第239条（更生手続終結の決定）（更生特例法第153条又は第326条（更生手続終結の決定）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続終結の決定又は会社更生法第241条（更生計画認可後の更生手続の廃止）（更生特例法第155条又は第328条（更生計画認可後の更生手続の廃</p>	<p>(<u>更生会社等の事業年度</u>)</p> <p>14-3-1 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。）の事業年度は、会社更生法第232条第2項（事業年度の特例）又は更生特例法第148条の2第2項若しくは第321条の2第2項（事業年度の特例）の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するのであるが、この場合において、更生手続の終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④ 更生計画認可の決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第239条（更生手続終結の決定）（更生特例法第153条若しくは第326条（更生手続終結の決定）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続終結の決定又は会社更生法第241条（更生計画認可後の更生手続の廃止）（更生特例法第155条若しくは第328条（更生計画認可後の更生手続の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>止)の規定において準用する場合を含む。)の規定による更生手続廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</p> <p><u>2 通算子法人に更生手続開始の決定があった場合であっても、当該通算子法人が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度を通じて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるときは、当該通算子法人の事業年度は、<u>法第14条第3項(事業年度の特例)</u>の規定により当該通算親法人の事業年度と同じ期間となることに留意する。</u></p> <p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項(中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた<u>措置法第45条第3項又は第46条から第48条まで</u>(特定地域における工業用機械等の特別償却等)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p>	<p>廃止)の規定において準用する場合を含む。)の規定による更生手続廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</p> <p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14-3-4 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項(中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた<u>措置法第45条第2項、第46条の2、第47条又は第48条</u>(特定地域における工業用機械等の特別償却等)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p>

五十六 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>(還付金額が所得等の金額に算入される時期)</p> <p>16-1-5 法第67条(特定同族会社の特別税率)の規定を適用する場合において、<u>法第78条(所得税額等の還付)若しくは第133条(更正等による所得税額</u></p>	<p>(還付金額が所得等の金額に算入される時期)</p> <p>16-1-5 法第67条(特定同族会社の特別税率)の規定を適用する場合において、<u>法第78条若しくは第81条の29(所得税額等の還付)若しくは第133条(確</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>等の還付)の規定による所得税額等の還付金額、法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税額の還付金額又は地方法人税法第23条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による地方法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</p> <p>(四) 所得税額等の還付金額で、中間申告によるものはその中間申告書の提出の日、確定申告によるものはその確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p> <p>(期末利益積立金額)</p> <p>16-1-6 法人が事業年度の中途において剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配(みなし配当を含む。)を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第5項第3号(特定同族会社の特別税率)に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度の留保所得金額がある場合において、当該事業年度終了の時の利益積立金額は、適格合併、適格分割型分割又は<u>通算法人による他の通算法人の株式の譲渡等</u>があったことにより<u>令第9条(利益積立金額)</u>の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額があるときを除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</p>	<p><u>定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)</u>の規定による所得税額等の還付金額、法第80条若しくは第81条の31(欠損金の繰戻しによる還付等)の規定による法人税額の還付金額又は地方法人税法第23条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による地方法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する事業年度の所得等の金額に含まれる。</p> <p>(四) 所得税額等の還付金額で、中間申告によるものはその中間申告書又は<u>連結中間申告書の提出の日、確定申告によるものはその確定申告書又は連結確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</u></p> <p>(期末利益積立金額)</p> <p>16-1-6 法人が事業年度の中途において剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配(みなし配当を含む。)を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第5項第3号(<u>積立金基準額</u>)に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度の留保所得金額がある場合において、当該事業年度終了の時の利益積立金額は、適格合併、適格分割型分割又は<u>連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等</u>があったことにより<u>令第9条第1項(利益積立金額)</u>の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額があるときを除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</p>

五十七 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(支払請求に基づき支払った所得税の控除)</p> <p>16-2-3 法人がその事業年度開始の日前に支払を受けた法第68条(所得税額の控除)に規定する利子及び配当等に対する所得税に相当する金額につき、所得税法第222条(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等)の規定による控除又は支払の請求を受けた場合におけるその控除された又はその請求に対し支払をした所得税の額については、その控除又は支払をした日の属する事業年度において法第68条の規定を適用する。</p> <p>(上場株式等の配当等に係る所得税額の控除の取扱い)</p> <p>16-2-11 法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第68条(所得税額の控除)の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に定める金額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(1) 16-3の2-5(1)(上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い)に掲げる上場株式等の配当等 所得税法の規定により課される所得税の額(当該上場株式等の配当等に係る措置法第9条の3の2第7項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により読み替えて適用される法第68条第1項に規定する「<u>所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額</u>」を加える。)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(支払請求に基づき支払った所得税の控除)</p> <p>16-2-3 法人がその事業年度開始の日前に支払を受けた法第68条(所得税額の控除)に規定する利子及び配当等に対する所得税に相当する金額につき、所得税法第222条(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等)の規定による控除又は支払の請求を受けた場合におけるその控除された又はその請求に対し支払をした所得税の額については、その控除又は支払をした日の属する事業年度又は連結事業年度において法第68条又は第81条の14(連結事業年度における<u>所得税額の控除</u>)の規定を適用する。</p> <p>(上場株式等の配当等に係る所得税額の控除の取扱い)</p> <p>16-2-11 法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第68条(所得税額の控除)の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に掲げる金額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(1) 16-3の2-5(1)(上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い)に掲げる上場株式等の配当等 所得税法の規定により課される所得税の額(当該上場株式等の配当等に係る措置法第9条の3の2第7項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により読み替えて適用される法第68条第1項に規定する<u>調整対象所得税相当額</u>を加える。)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

改 正 後	改 正 前
(5)	(5)
(注)	(注)

五十八 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1 内国法人(通算法人にあつては、当該通算法人又は法第41条第2項(法人税額から控除する外国税額の損金不算入)の他の通算法人)が、当該事業年度において納付する外国法人税の額(法第69条第1項(外国税額の控除)に規定する控除対象外国法人税の額(以下この節において「控除対象外国法人税額」という。))に限る。)の一部につき同条の規定の適用を受ける場合には、<u>当該内国法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める取扱いとなる</u>ことに留意する。</p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人 法第41条第1項の規定により、当該控除対象外国法人税額の全部が損金の額に算入されない。</u></p> <p>(2) <u>通算法人 同条第2項の規定により、全ての通算法人が当該事業年度において納付する控除対象外国法人税額の全部が損金の額に算入されない。</u></p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-12</p> <p>④1 内国法人(金融及び保険業を主として営む法人を除く。)の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうち調整国外所得金額(令第142条第1項(</p>	<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1 内国法人が、当該事業年度において納付する外国法人税の額(法第69条第1項(外国税額の控除)に規定する控除対象外国法人税の額に限る。以下16-3-1において同じ。)の一部につき同条の規定の適用を受ける場合には、<u>法第41条(法人税額から控除する外国税額の損金不算入)の規定により当該外国法人税の額の全部が損金の額に算入されない</u>ことに留意する。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-12</p> <p>④1 内国法人(金融及び保険業を主として営む法人を除く。)の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうち調整国外所得金額(令第142条第1項(</p>

改 正 後	改 正 前
<p>控除限度額の計算) (通算法人にあっては、令第148条第2項第3号(通算法人に係る控除限度額の計算)) に規定する調整国外所得金額をいう。) の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとして国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p>	<p>控除限度額の計算)に規定する調整国外所得金額をいう。) の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとして国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p>
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-13 当該事業年度における令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益))に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下16-3-13において同じ。)の額(以下16-3-14までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-13 当該事業年度における令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入))に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下16-3-13において同じ。)の額(以下16-3-14までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)</u>の規定の例により計算した金額による。</p> <p>4 (2)の算式の「自己資本の額」は、確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-16 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</p>	<p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 (1)及び(2)の算式の「当該事業年度の直前事業年度」が、連結事業年度に該当する場合には「<u>当該事業年度の直前連結事業年度</u>」と読み替えて計算を行う。</p> <p>4 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の計算)の規定の例により計算した金額に同号二に規定する連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を加算した金額による。</p> <p>5 (2)の算式の「自己資本の額」は、確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-16 ……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 本文の「<u>当該事業年度前の各事業年度</u>」並びに本文及び1の「<u>その繰入れをし、積立てをし、又は経理をした事業年度</u>」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。この場合の「<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の金額</u>」は、<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>とする。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>16-3-19 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、法第 37 条第 1 項若しくは第 2 項(寄附金の損金不算入)又は<u>措置法第 61 条の 4 第 1 項から第 3 項まで</u>(交際費等の損金不算入)の規定に準じて計算する場合には、各国外事業所等をそれぞれ一の法人とみなして計算することに留意する。この場合において、次のことは次による。</p> <p>(1) 令第 73 条第 1 項第 1 号イ(一般寄附金の損金算入限度額)に規定する<u>資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額</u>は、内国法人の当該事業年度終了の時ににおける同号イに規定する<u>資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額</u>による。</p> <p>(2)</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-19 の 3</p> <p>④1 内国法人(金融及び保険業を主として営む法人を除く。)の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうち調整国外所得金額(令第 142 条第 1 項(控除限度額の計算)(<u>通算法人にあっては、令第 148 条第 2 項第 3 号(通算法人に係る控除限度額の計算)</u>)に規定する調整国外所得金額をいう。)の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとしてその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p>	<p>16-3-19 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、法第 37 条第 1 項若しくは第 2 項(寄附金の損金不算入)又は<u>措置法第 61 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項</u>(交際費等の損金不算入)の規定に準じて計算する場合には、各国外事業所等をそれぞれ一の法人とみなして計算することに留意する。この場合において、次のことは次による。</p> <p>(1) 令第 73 条第 1 項第 1 号イ(一般寄附金の損金算入限度額)に規定する<u>資本金等の額</u>は、内国法人の当該事業年度終了の時ににおける同号イに規定する<u>資本金等の額</u>による。</p> <p>(2)</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</p> <p>16-3-19 の 3</p> <p>④1 内国法人(金融及び保険業を主として営む法人を除く。)の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該事業年度の所得の金額のうち調整国外所得金額(令第 142 条第 1 項(控除限度額の計算)に規定する調整国外所得金額をいう。)の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとしてその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-19の4 当該事業年度における令第141条の8第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下16-3-19の4において同じ。)の額(以下16-3-19の5までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)1</p> <p>2</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)</u>の規定の例により計算した金額による。</p>	<p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-19の4 当該事業年度における令第141条の8第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下16-3-19の4において同じ。)の額(以下16-3-19の5までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(併)1</p> <p>2</p> <p>3 (1)及び(2)の算式の「当該事業年度の直前事業年度」が、<u>連結事業年度に該当する場合には「当該事業年度の直前連結事業年度」と読み替えて計算を行う。</u></p> <p>4 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の計算)の規定の例により計算した金額に<u>同号二に規定する連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を加算した金額</u>による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>4</u> ……………</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-19 の 7 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における損金の額に算入されない寄附金、交際費等)</p> <p>16-3-19 の 7 の 2 ……………</p> <p>当該事業年度の交際費等の額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20 当該事業年度前の事業年度において法第 69 条第 1 項から第 3 項まで及び第 9 項(外国税額の控除)の規定の適用の対象とした外国法人税の額(適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現物出資をいう。以下この章において同じ。))により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。以下この章において同じ。)が当該事業に基因して納付した外国法人</p>	<p><u>5</u> ……………</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</p> <p>16-3-19 の 7 ……………</p> <p>(注) <u>1</u> ……………</p> <p><u>2</u> 本文の「当該事業年度前の各事業年度」並びに本文及び 1 の「その繰入れをし、積立てをし、又は経理をした事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。この場合の「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」は、その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額とする。</p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における損金の額に算入されない寄附金、交際費等)</p> <p>16-3-19 の 7 の 2 ……………</p> <p>当該事業年度の交際費等の額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20 当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において法第 69 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 項及び第 10 項(外国税額の控除)の規定(法第 81 条の 15 第 1 項から第 5 項まで(連結事業年度における外国税額の控除)の規定を含む。)の適用の対象とした外国法人税の額(適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現物出資をいう。以下この章において同じ。))により事業の全部又は一部の移転を受け</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税の額のうちこれらの規定の適用の対象としたものを含む。)の全部又は一部が法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、その還付されることとなった日の属する事業年度において当該外国法人税の額につき減額があったものとして法第26条第3項(還付金等の益金不算入)及び第69条第12項の規定を適用する。</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 内国法人が予定納付等をした外国法人税の額については、16-3-22(外国法人税額の高率負担部分の判定)にかかわらず、当該外国法人税の額に係る高率負担部分はないものとして法第69条第1項(外国税額の控除)の規定を適用するものとする。この場合において、当該予定納付等をした外国法人税(適格合併等により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して予定納付等をした外国法人税のうち同項の規定を適用したものを含む。)に係る確定申告又は確定賦課等により納付する金額につき同項の規定の適用を受けるときは、当該確定申告又は確定賦課等により確定した外国法人税の額(予定納付等をした外国法人税の額を控除する前の金額をいう。以下16-3-23において同じ。)に基づき令第142条の2第1項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)の規定を適用する。</p> <p>(注)</p>	<p>ている場合にあっては、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。以下この章において同じ。)が当該事業に基因して納付した外国法人税の額のうちこれらの規定の適用の対象としたものを含む。)の全部又は一部が法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定に類する制度に基づいて還付された場合には、その還付されることとなった日の属する事業年度において当該外国法人税の額につき減額があったものとして法第26条第3項(還付金等の益金不算入)及び法第69条第13項の規定を適用する。</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 内国法人が予定納付等をした外国法人税の額については、16-3-22(外国法人税額の高率負担部分の判定)にかかわらず、当該外国法人税の額に係る高率負担部分はないものとして法第69条第1項(外国税額の控除)の規定を適用するものとする。この場合において、当該予定納付等をした外国法人税(適格合併等により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあっては、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して予定納付等をした外国法人税のうち同項又は法第81条の15第1項(外国税額の控除等)の規定を適用したものを含む。)に係る確定申告又は確定賦課等により納付する金額につき法第69条第1項の規定の適用を受けるときは、当該確定申告又は確定賦課等により確定した外国法人税の額(予定納付等をした外国法人税の額を控除する前の金額をいう。以下16-3-23において同じ。)に基づき令第142条の2第1項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)の規定を適用する。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における投資簿価修正が行われた通算子法人株式の帳簿価額の取扱い)</u></p> <p>16-3-24 令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)及び規則第 29 条第 1 項第 1 号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)に規定する当該資産の譲渡の直前の帳簿価額は、当該資産の譲渡が令第 119 条の 3 第 5 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の他の通算法人の株式の通算終了事由が生ずる基因となった譲渡に該当するときには、同項又は令第 119 条の 4 第 1 項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。</p>	<p><u>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</u></p> <p>16-3-24 令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国法人税の額のうち外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)及び規則第 29 条第 1 項第 1 号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)に規定する当該資産の譲渡の直前の帳簿価額は、当該資産の譲渡が令第 9 条第 2 項第 1 号(連結法人株式の帳簿価額修正)の他の連結法人の株式の譲渡に該当するときには、令第 119 条の 3 第 5 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)又は第 119 条の 4 第 1 項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)の譲渡に係る収入金額とみなされる金額の計算上、<u>法第 61 条の 11 第 1 項</u>(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用がある有価証券又は固定資産の譲渡に係る譲渡損益調整額は、影響しないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 令第 142 条の 2 第 2 項第 1 号(<u>利子等に係る外国法人税の額のうち</u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)の譲渡に係る収入金額とみなされる金額の計算上、<u>法第 61 条の 13 第 1 項</u>(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用がある有価証券又は固定資産の譲渡に係る譲渡損益調整額は、影響しないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 内国法人が外国法人税の額につき法第 69 条第 1 項から第 3 項まで及び第 9 項(外国税額の控除)の規定の適用を受けた場合(適格合併等により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあつては、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して納付した外国法人税の額につきこれらの規定の適用を受けた場合を含む。)において、その適用を受けた事業年度後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、<u>同条第 1 項</u>から第 3 項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて控除対象外国法人税額の再計算を行うものとし、増額した控除対象外国法人税額は、当該外国法人税の額の増額のあった日の属する事業年度において新たに生じたものとして同条の規定を適用する。この場合において、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次による。</p>	<p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 内国法人が外国法人税の額につき法第 69 条第 1 項から第 3 項まで、<u>第 9 項及び第 10 項</u>(外国税額の控除)の規定(<u>法第 81 条の 15 第 1 項から第 5 項まで</u>(連結事業年度における外国税額の控除)の規定を含む。)の適用を受けた場合(適格合併等により事業の全部又は一部の移転を受けている場合にあつては、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該事業に係る所得に基因して納付した外国法人税の額につきこれらの規定の適用を受けた場合を含む。)において、その適用を受けた事業年度(<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>)後の事業年度において、当該外国法人税の額の増額があり、かつ、<u>法第 69 条第 1 項</u>から第 3 項までの規定の適用を受けるときは、当該外国法人税につき、その増額後の金額に基づいて<u>同条第 1 項に規定する控除対象外国法人税の額</u>(以下この節において「<u>控除対象外国法人税額</u>」という。)の再計算を行うものとし、増額した控除対象外国法人税額は、当該外国法人税の額の増額のあった日の属する事業年度において新たに生じたものとして同条の規定を適用する。この場合において、次に掲げる場合にあつては、それぞれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>⑥1</p> <p>2 <u>通算法人の法第 69 条第 18 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る本文の取扱いの適用に当たっては、「及び第 9 項」とあるのは「、第 9 項及び第 18 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）」と読み替える。</u></p> <p>（所得率等が変動した場合の取扱い）</p> <p>16-3-30</p> <p>⑥1</p> <p>本文の所得率とは令第 142 条の 2 第 2 項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する所得率をいい（以下 16-3-32 までにおいて同じ。）、利子収入割合とは<u>同項第 4 号括弧書</u>に規定する割合をいう。</p> <p>2 <u>通算法人の法第 69 条第 18 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る本文の取扱いの適用に当たっては、「第 3 項ま</u></p>	<p>次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>⑥</p> <p>（所得率等が変動した場合の取扱い）</p> <p>16-3-30</p> <p>⑥1 <u>内国法人が外国法人税の額につき法第 81 条の 15 第 1 項から第 3 項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度に係る所得率又は利子収入割合について異動が生じたこと等により個別控除対象外国法人税額（法第 81 条の 15 第 1 項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。）に異動が生じたときの異動後の個別控除対象外国法人税額についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>本文及び 1 の所得率とは令第 142 条の 2 第 2 項（利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）又は第 155 条の 27 第 2 項（利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する所得率をいい（以下 16-3-32 までにおいて同じ。）、利子収入割合とは令第 142 条の 2 第 2 項第 4 号括弧書又は第 155 条の 27 第 2 項第 4 号括弧書に規定する割合をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>で」とあるのは「第3項まで及び第18項（同条第24項において準用する場合を含む。）」と、「事業年度（）」とあるのは「事業年度（同条第18項（同条第24項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、同条第18項（同条第24項において準用する場合を含む。）に規定する過去適用事業年度。」と、それぞれ読み替える。</u></p> <p><u>通算法人が法第69条第18項（同条第24項において準用する場合を含む。）に規定する過去適用事業年度につき同条第19項（同条第24項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合についても、同様とする。</u></p> <p>（振替公社債等の運用又は保有）</p> <p>16-3-38 20-2-6（振替公社債等の運用又は保有）は、<u>令第145条の3第1項第1号</u>（国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得）に掲げる債券の範囲について準用する。</p> <p>（利子の範囲）</p> <p>16-3-46 <u>3-1-3</u>（(4)、(5)及び(7)を除く。）《支払利子等の額の範囲》は、法第69条第7項《外国税額の控除》に規定する利子の範囲について準用する。</p> <p>（外国法人税の換算）</p> <p>16-3-47</p> <p>(1)</p> <p>イ 利子、配当等を収益に計上すべき日の属する事業年度終了の日までに当該利子、配当等に対して課された外国法人税（次のロに該当するものを除く。）は、当該利子、配当等の額の換算に適用する為替相場（一の計算期</p>	<p>（振替公社債等の運用又は保有）</p> <p>16-3-38 20-2-6（振替公社債等の運用又は保有）は、<u>令第145条の3第1号</u>（国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得）に掲げる債券の範囲について準用する。</p> <p>（利子の範囲）</p> <p>16-3-46 <u>3-2-1</u>（(4)、(5)及び(7)を除く。）《支払利子の範囲》は、法第69条第7項《外国税額の控除》に規定する利子の範囲について準用する。</p> <p>（外国法人税の換算）</p> <p>16-3-47</p> <p>(1)</p> <p>イ 利子、配当等を収益に計上すべき日の属する事業年度終了の日までに当該利子、配当等に対して課された外国法人税（次のロに該当するものを除く。）は、当該利子、配当等の額の換算に適用する為替相場（一の計算期</p>

改 正 後	改 正 前
<p>間に係る利子を2以上の事業年度にわたって収益に計上する場合には、当該2以上の事業年度のうちその外国法人税を課された日の属する事業年度に係る利子の額の換算に適用する為替相場)</p> <p>ロ ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>間に係る利子を2以上の事業年度(それら事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)にわたって収益に計上する場合には、当該2以上の事業年度のうちその外国法人税を課された日の属する事業年度に係る利子の額の換算に適用する為替相場)</p> <p>ロ ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>
<p><u>(欠損金額を有する通算法人等の調整前控除限度額)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>16-3-49 令第148条第2項(通算法人に係る控除限度額の計算)に規定する「調整前控除限度額」とは、同項第1号の通算法人及び他の通算法人の法人税額の合計額に、同項第2号イの通算法人及び他の通算法人の損益通算前所得金額(同条第3項の規定により計算した所得の金額をいう。)の合計額から同条第2項第2号ロの通算法人及び他の通算法人の通算前欠損金額(同条第3項の規定により計算した欠損金額をいう。)の合計額を控除した金額のうちに当該通算法人の調整国外所得金額(同条第2項第3号に規定する調整国外所得金額をいう。以下16-3-49において同じ。)の占める割合を乗じて計算した金額をいうのであるから、例えば、欠損金額を有する通算法人であっても、調整国外所得金額がある場合には、調整前控除限度額の計算を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) マイナスの調整国外所得金額を有する通算法人であっても、本文の調整前控除限度額の計算を行う必要があり、この場合に算出される調整前控除限度額は、マイナスの金額となるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(隠蔽又は仮装により当初申告税額控除額固定措置が適用されない場合)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>16-3-50 法第69条第16項第1号(外国税額の控除)の「税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合」とは、例えば、次に掲げるような事実により税額控除額を増加させている場合がこれに該当する。</u></p> <p><u>(1) 実際には納付していない外国法人税をあたかも納付したかのように仮装していること。</u></p> <p><u>(2) 国外所得金額(同条第1項に規定する国外所得金額をいう。以下16-3-50において同じ。)に該当しない所得の金額を国外所得金額に仮装していること。</u></p> <p><u>(3) 令第148条第4項(通算法人に係る控除限度額の計算)に規定する非課税国外所得金額(以下16-3-50において「非課税国外所得金額」という。)のうち零を超えるものを非課税国外所得金額に該当しない国外所得金額に仮装していること。</u></p> <p><u>(注)1 例えば、売上除外や架空経費の計上の結果、控除限度額(法第69条第14項の規定により計算される控除限度額をいう。以下16-3-50において同じ。)が異動して税額控除額が過大となっているような場合は、これに該当しない。</u></p> <p><u>2 本文の(1)の事実により控除対象外国法人税額を増加させている場合や、(2)又は(3)の事実により控除限度額を増加させている場合であっても、これらの事実により税額控除額が過大となっていないときは、同条第15項の規定の適用はなく、同条第16項の規定の適用もないこととなる。この場合、これらの事実により生じた同条第2項に規定する繰越控除限度額又は同条第3項に規定する繰越控除対象外国法人税額について同条第2項又は同条第3項の規定の適用を受けた事業年度において同条第16項の規定の適用が</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>あることとなる。</u></p> <p><u>(進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等)</u></p> <p><u>16-3-51 法第69条第18項又は第19項(外国税額の控除)の規定(以下16-3-51において「進行年度調整規定」という。)は、同条第18項に規定する通算法人(以下16-3-51において「通算法人」という。)の同項に規定する調整後過去税額控除額が同項に規定する過去当初申告税額控除額と異なること(以下16-3-51において「相違事実」という。)が判明した場合に適用があるのであるが、当該進行年度調整規定の適用に当たっては、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 相違事実が判明した日(次に掲げる場合に該当する場合にはそれぞれ次に定める日。以下16-3-51において「判明日」という。)の属する事業年度を同項に規定する対象事業年度(以下16-3-51において「対象事業年度」という。)として、当該進行年度調整規定を適用する。</u></p> <p><u>イ 同条第32項又は第33項の規定による調査結果の内容の説明(以下16-3-53までにおいて「進行年度調整に係る調査結果説明」という。)が行われた場合 当該進行年度調整に係る調査結果説明が行われた日</u></p> <p><u>ロ 相違事実の基因となった事由を生じさせた当該通算法人又は他の通算法人について当該事由に係る修正申告書の提出又は更正が必要となる場合(イに掲げる場合を除く。) 当該修正申告書の提出又は更正が行われた日</u></p> <p><u>且</u></p> <p><u>(註) 判明日が当該判明日の属する事業年度の開始の日から当該事業年度の直前の事業年度の法定申告期限までの期間内の日である場合には、当該通算法人は、当該直前の事業年度を対象事業年度として進行年度調整規定を適用することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、本文のイに掲げる場合に該当する場合に、この取扱いを適用する</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ときは、同条第21項第3号に掲げる場合に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 判明日が同条第18項に規定する過去適用事業年度の法定申告期限から5年</u> <u>(修正申告書の提出又は更正が次に掲げる規定に基づき行われる場合には、</u> <u>それぞれ次に定める期間)を経過した日以後の日である場合には、当該進行</u> <u>年度調整規定の適用はない。</u></p> <p><u>イ 通則法第70条第3項(国税の更正、決定等の期間制限)の規定 同項の</u> <u>更正の請求書の提出があった日から6月</u></p> <p><u>ロ 同条第5項(第1号に係る部分に限る。)又は措置法第66条の4第27項</u> <u>(「(国外関連者との取引に係る課税の特例) (措置法第67条の18第13項(「国外</u> <u>所得金額の計算の特例)において準用する場合を含む。)」の規定 当該過</u> <u>去適用事業年度に係る期限内申告書の法定申告期限から7年</u></p> <p><u>ハ ロに掲げる規定のほか、通則法第70条の規定による国税の更正の期間制</u> <u>限についての特例を定める規定 当該規定に定める期間</u></p> <p><u>(註) (2)の取扱いは、法第69条第23項又は第24項の規定により同条第18項又は第</u> <u>19項の規定を準用する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(対象事業年度の税額控除不足額相当額等が進行年度調整に係る調査結果説明の</u> <u>内容と異なる場合)</u></p> <p><u>16-3-52 法第69条第21項第3号(外国税額の控除)に掲げる場合とは、同</u> <u>号に規定する対象事業年度の期限内申告書に添付された書類に当該対象事業</u> <u>年度の税額控除不足額相当額等(同条第18項に規定する税額控除不足額相当</u> <u>額又は同条第19項に規定する税額控除超過額相当額をいう。以下16-3-52</u> <u>において同じ。)として記載された金額及びその計算の根拠のいずれも進行年</u> <u>度調整に係る調査結果説明の内容と異なる場合をいうのであるから、例えば、</u> <u>進行年度調整に係る調査結果説明が行われた後に行った自主監査等において</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該進行年度調整に係る調査結果説明の内容とは異なる理由による税額控除額の誤りが判明したことにより、期限内申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額等として記載された金額が当該進行年度調整に係る調査結果説明の金額と異なる場合であっても、その計算の根拠が当該進行年度調整に係る調査結果説明の内容を踏まえたものであるときは、同条第21項第3号に掲げる場合に該当しない。</u></p> <p><u>(進行年度調整に係る調査結果説明における手続通達の準用)</u></p> <p><u>16-3-53 法第69条第32項及び第33項(外国税額の控除)の「調査」、「当該職員」及び「実地の調査」については、それぞれ手続通達(平成24年9月12日付課総5-9ほか9課共同「国税通則法第7章の2(国税の調査)等関係通達」(法令解釈通達)をいう。以下16-3-53において同じ。)1-1(「調査」の意義)から1-3(「当該職員」の意義)まで及び4-4(「実地の調査」の意義)の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>また、同条第32項の規定の適用に当たっては、手続通達6-1(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲)、6-3(「更正決定等をすべきと認められた額」の意義)及び6-4(調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明)の取扱いを準用し、同条第33項の規定の適用に当たっては、8-3(税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等)及び8-5(一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等)の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(注) 法人税に関する調査の結果、通則法第74条の11第2項(調査の終了の際の手続)の規定による調査結果の内容の説明を行わない場合であっても、法第69条第18項又は第19項の規定を適用すべきと認めるときには、進行年度調整に係る調査結果説明を行うことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

五十九 分配時調整外国税相当額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(証券投資信託の収益の分配の計算期間)</p> <p>16-3 の 2-2 証券投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき <u>令第 149 条第 3 項</u> (法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) において準用する令第 140 条の 2 第 2 項又は第 3 項 (法人税額から控除する所得税額の計算) の規定を適用する場合における当該収益の分配の計算の基礎となった期間については、16-2-8 《証券投資信託の収益の分配の計算期間》の例による。</p> <p>(分配時調整外国税相当額のうち控除されない金額が生じた場合の取扱い)</p> <p>16-3 の 2-3 内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額について法第 69 条の 2 (分配時調整外国税相当額の控除) の規定の適用を受ける場合には、法第 41 条の 2 (分配時調整外国税相当額の損金不算入) の規定により当該分配時調整外国税相当額の全額が損金の額に算入されないものであるから、当該分配時調整外国税相当額のうち <u>令第 149 条第 2 項第 1 号</u> (法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) の規定により当該内国法人の法人税の額から控除されない金額が生じた場合における当該控除されない金額についても、損金の額に算入されないことに留意する。</p>	<p>(証券投資信託の収益の分配の計算期間)</p> <p>16-3 の 2-2 証券投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき <u>令第 148 条第 3 項</u> (法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) において準用する令第 140 条の 2 第 2 項又は第 3 項 (法人税額から控除する所得税額の計算) の規定を適用する場合における当該収益の分配の計算の基礎となった期間については、16-2-8 《証券投資信託の収益の分配の計算期間》の例による。</p> <p>(分配時調整外国税相当額のうち控除されない金額が生じた場合の取扱い)</p> <p>16-3 の 2-3 内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額について法第 69 条の 2 (分配時調整外国税相当額の控除) の規定の適用を受ける場合には、法第 41 条の 2 (分配時調整外国税相当額の損金不算入) の規定により当該分配時調整外国税相当額の全額が損金の額に算入されないものであるから、当該分配時調整外国税相当額のうち <u>令第 148 条第 2 項第 1 号</u> (法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) の規定により当該内国法人の法人税の額から控除されない金額が生じた場合における当該控除されない金額についても、損金の額に算入されないことに留意する。</p>

六十 所得金額の端数計算

改 正 後	改 正 前
<p><u>(中小通算法人の年 800 万円以下の軽減対象所得金額の端数計算)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>16-4-2 法第66条第6項《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に規定する中小通算法人（以下16-4-2において「中小通算法人」という。）の次に掲げる金額に1,000円未満の端数が生じた場合の当該端数の取扱いについては、それぞれ16-4-1《法人の年800万円以下の所得金額の端数計算》の例による。</u></p> <p>(1) <u>同条第7項の規定を適用する場合における同項に規定する「800万円に第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」</u></p> <p>(2) <u>それぞれ次に掲げる金額</u></p> <p>イ <u>中小通算法人が通算子法人である場合において同条第6項の各事業年度終了の日が当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日でないときにおける同条第7項に規定する「800万円を12で除し、これに当該中小通算法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額」</u></p> <p>ロ <u>通算親法人の事業年度が1年に満たない場合における当該通算親法人及び他の通算法人に対して同条第11項の規定により読み替えて適用する同条第7項に規定する「800万円を12で除し、これに同項の中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額に第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」</u></p> <p>(註) <u>当該中小通算法人及び他の中小通算法人の本文の取扱いを適用した後の(1)に掲げる金額の合計額が800万円を超える場合には、当該合計額が800万円を超えないこととなるまで、当該中小通算法人及び他の中小通算法人のうち切捨超過額（16-4-1のただし書の「当該切り捨てられる端数の金額」が「当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額」を超える場合の当該超える部分の金額をいう。）が最も少ないものから順次、同通達のただし書を適用しない。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該中小通算法人及び他の中小通算法人の本文の取扱いを適用した後の(2)口に掲げる金額の合計額が(2)口の「800万円を12で除し、これに同項の中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額」を超える場合においても、同様とする。</u></p>	

六十一 中小企業者等の軽減税率

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>大法人による完全支配関係</u>)</p> <p>16-5-1 <u>法第66条第5項第2号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》</u>の「大法人」による完全支配関係とは、大法人が普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係をいうのであるから、例えば、普通法人の発行済株式等の全部を直接に保有する法人（以下16-5-1において「親法人」という。）が大法人以外の法人であり、かつ、当該普通法人の発行済株式等の全部を当該親法人を通じて間接に保有する法人が大法人である場合のように、当該普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人が含まれている場合には、当該普通法人と当該大法人との間に大法人による完全支配関係があることに留意する。</p> <p>(<u>資本金の額等の円換算</u>)</p> <p>16-5-2 普通法人が<u>法第66条第5項第2号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》</u>に掲げる普通法人に該当するかどうかを判定する場合において、当該普通法人との間に完全支配関係がある法人が外国法人であるときは、当該外国法人が同号イに規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法</p>	<p>(<u>大法人による完全支配関係</u>)</p> <p>16-5-1 <u>法第66条第6項第2号《中小企業者等に対する軽減税率の不適用》</u>の「大法人」による完全支配関係とは、大法人が普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係をいうのであるから、例えば、普通法人の発行済株式等の全部を直接に保有する法人（以下16-5-1において「親法人」という。）が大法人以外の法人であり、かつ、当該普通法人の発行済株式等の全部を当該親法人を通じて間接に保有する法人が大法人である場合のように、当該普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人が含まれている場合には、当該普通法人と当該大法人との間に大法人による完全支配関係があることに留意する。</p> <p>(<u>資本金等の額の円換算</u>)</p> <p>16-5-2 普通法人が<u>法第66条第6項第2号《中小企業者等に対する軽減税率の不適用》</u>に掲げる普通法人に該当するかどうかを判定する場合において、当該普通法人との間に完全支配関係がある法人が外国法人であるときは、当該外国法人が同号イに規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>人」に該当するかどうかは、当該普通法人の当該事業年度終了の時における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により判定する。</p> <p><u>(大通算法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>16-5-3 法第66条第6項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に規定する大通算法人に該当するかどうかの判定(以下16-5-3において「大通算法人判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下16-5-3において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況によるのであるが、通算親法人の事業年度中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度の大通算法人判定についても、同様とする。</u></p>	<p>人」に該当するかどうかは、当該普通法人の当該事業年度終了の時における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により判定する。</p> <p>(新 設)</p>

六十二 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(申請期限後に災害等が生じた場合の申告書の提出期限の延長)</u></p> <p><u>17-1-1 法人の事業年度終了の日から45日を経過した日後災害その他やむを得ない理由の発生により決算が確定しないため、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出することができない場合には、法第75条第1項(確定申告書の提出期限の延長)の規定に準じて取り扱う。この場合には、確定申告書の提出期限延長の申請書は、当該理由の発生後直ちに提出するものとし、当該申</u></p>	<p>(申請期限後に災害等が生じた場合の申告書の提出期限の延長)</p> <p>17-1-1 法人の事業年度終了の日から45日を経過した日後災害その他やむを得ない理由の発生により決算が確定しないため、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出することができない場合には、法第75条第1項(確定申告書の提出期限の延長)の規定に準じて取り扱う。この場合には、確定申告書の提出期限延長の申請書は、当該理由の発生後直ちに提出するものとし、当該申</p>

改 正 後	改 正 前
<p>請書の提出があつた日から15日以内に承認又は却下がなかつたときは、当該申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があつたものとする。</p> <p>(通則法第11条による提出期限の延長との関係)</p> <p>17-1-3 通則法第11条(災害等による期限の延長)の規定に基づき通則法令第3条第1項又は第2項(災害等による期限の延長)の規定による<u>確定申告書の提出期限の延長がされた</u>場合において、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため確定申告書その延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第75条第2項(確定申告書の提出期限の延長)の規定による申請書の提出期限として同条(第5項を除く。)の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、同条第7項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第3条第1項又は第2項の規定により指定された期限の翌日から第1項」と読み替える。</p> <p>(定款の定めにより1月間の提出期限の延長を受けられる法人)</p> <p>17-1-4の2 法第75条の2第1項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により法第74条第1項(確定申告)の規定による申告書の提出期限について1月間の延長を受けられる法人には、例えば、次のような定款の定めをしている法人<u>(その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人を除く。)</u>がこれに該当する。</p> <p>(1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後とする旨の定め</p>	<p>請のあつた日から15日以内に承認又は却下がなかつたときは、当該申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があつたものとする。</p> <p>(通則法第11条による提出期限の延長との関係)</p> <p>17-1-3 通則法第11条(災害等による期限の延長)の規定に基づき通則法令第3条第1項又は第2項(地域指定又は対象者指定による期限の延長)の規定による<u>期限の延長があつた</u>場合において、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため確定申告書その延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第75条第2項(確定申告書の提出期限の延長)の規定による申請書の提出期限として同条(第5項を除く。)の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、同条第7項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第3条第1項又は第2項の規定により指定された期限の翌日から第1項」と読み替える。</p> <p>(定款の定めにより1月間の提出期限の延長を受けられる法人)</p> <p>17-1-4の2 法第75条の2第1項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により法第74条第1項(確定申告)の規定による申告書の提出期限について1月間の延長を受けられる法人には、例えば、次のような定款の定めをしている法人が該当する。<u>ただし、事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人は該当しない。</u></p> <p>(1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後である旨の定めをしている法人</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>(2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内とする旨の定め</p> <p>(4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合)</p> <p>17-1-4の3</p> <p>(1) 定時株主総会を3月経過日後の一定の期間内に招集する旨の定め</p> <p>(2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨の定め</p> <p>④1</p> <p>2</p> <p><u>(通算法人に係る確定申告書の提出期限の延長又は延長の特例の取扱いの準用)</u></p> <p><u>17-1-4の4 通算法人が法第75条(確定申告書の提出期限の延長)又は第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定の適用を受ける場合には、次表の左欄の取扱いを準用する。この場合において、左欄の規定中の中欄の字句は、右欄の字句に読み替える。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">左欄</th> <th style="width: 35%;">中欄</th> <th style="width: 50%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-1-1</td> <td>法人</td> <td>通算法人</td> </tr> <tr> <td>-1</td> <td>により決算が</td> <td>により、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ため、確定申告書</td> <td>ため、又は法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定その他通算法人に適用される規</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	17-1-1	法人	通算法人	-1	により決算が	により、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が		ため、確定申告書	ため、又は法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定その他通算法人に適用される規	<p>(2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内である旨の定めをしている法人</p> <p>(4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合)</p> <p>17-1-4の3</p> <p>(1) 定時株主総会を3月経過日後の一定の期間内に招集する旨を定めている場合</p> <p>(2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨を定めている場合</p> <p>④1</p> <p>2</p> <p>(新 設)</p>
左欄	中欄	右欄											
17-1-1	法人	通算法人											
-1	により決算が	により、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が											
	ため、確定申告書	ため、又は法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定その他通算法人に適用される規											

改 正 後			改 正 前		
		定（以下 17-1-3 までにおいて「 <u>通 算法人向け規定</u> 」という。）による所得 の金額若しくは欠損金額及び法人税の 額の計算を了することができないため、 <u>確定申告書</u>			
	<u>第 75 条第 1 項（確定申 告書の提出期限の延 長）</u>	<u>第 75 条第 8 項第 1 号（確定申告書の提 出期限の延長）の規定により読み替え て適用される同条第 1 項</u>			
<u>17-1</u>	<u>法人が</u>	<u>通算法人が</u>			
<u>-2</u>	<u>決算が</u>	<u>当該通算法人若しくは他の通算法人の 決算が</u>			
	<u>ため確定申告書</u>	<u>又は通算法人向け規定による所得の金 額若しくは欠損金額及び法人税の額の 計算を了することができないため確定 申告書</u>			
	<u>法人の申請</u>	<u>当該通算法人に係る通算親法人の申請</u>			
<u>17-1</u>	<u>通則法第 11 条</u>	<u>通算法人又は他の通算法人のいずれか について通則法第 11 条</u>			
<u>-3</u>	<u>により決算</u>	<u>により、当該通算法人又は他の通算法人 のいずれかについて、決算</u>			
	<u>ため確定申告書</u>	<u>ため、又は通算法人向け規定による所得 の金額若しくは欠損金額及び法人税の 額の計算を了することができないため、 確定申告書</u>			
	<u>第 75 条第 2 項（確定申</u>	<u>第 75 条第 8 項第 1 号（確定申告書の提</u>			

改 正 後			改 正 前		
	告書の提出期限の延長)	出期限の延長)の規定により読み替えて適用される同条第2項			
17-1-4	第75条の2第1項(確定申告書の提出期限の延長の特例)	第75条の2第11項第1号(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により読み替えて適用される同条第1項			
	法人とは、次のような	通算法人又は他の通算法人とは、次の(1)、(3)及び(4)のような			
	共済組合、協同組合連合会等	協同組合連合会等			
17-1-4の2	第75条の2第1項(確定申告書の提出期限の延長の特例)	第75条の2第11項第1号(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により読み替えて適用される同条第1項			
	1月間の延長	2月間の延長			
	法人には	通算法人又は他の通算法人には			
	次のような定款の定めをしている法人(その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人を除く。)	同じ通算グループ内に次のような定款の定めをしている法人(その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人を除く。)がある通算法人又は他の通算法人			
17-1-4の3	会計監査人を置いている法人が	通算法人又は他の通算法人で、会計監査人を置いているものが、			
	場合には、法第75条の2第1項第1号(確定	場合には、法第75条の2第11項第1号(確定申告書の提出期限の延長の特例)			

改 正 後		改 正 前	
<u>申告書の提出期限の延長の特例)</u>	<u>の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号</u>		
<u>翌日から3月</u>	<u>翌日から4月</u>		
<u>3月経過日</u>	<u>4月経過日</u>		
<u>翌日以後</u>	<u>翌日から1月を経過した日以後</u>		
<u>ときは、法第75条の2第1項第1号</u>	<u>ときは、法第75条の2第11項の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号</u>		
<u>同条第3項</u>	<u>同条第11項の規定により読み替えて適用される同条第3項</u>		
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 <u>規則第35条第1項第7号</u>(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>.....</p> <p>組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は組織再編成(合併、分割、現物出資(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。)、法人税法(以下「法」といいます。)第2条第12号の5の2(定義)に規定する現物分配(以下「現物分配」といいます。))、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。)が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項(確</p>		<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 <u>規則第35条第6号</u>(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>.....</p> <p>組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は組織再編成(合併、分割、現物出資(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。))、法人税法(以下「法」といいます。)第2条第12号の5の2(定義)に規定する現物分配(以下「現物分配」といいます。))、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。)が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項(確</p>	

改 正 後	改 正 前
定申告)の規定により確定申告書に添付する <u>法人税法施行規則第 35 条第 1 項 第 7 号</u> (確定申告書の添付書類)に規定する明細書として使用します。	定申告)の規定により確定申告書に添付する <u>法人税法施行規則第 35 条第 6 号</u> (確定申告書の添付書類)に規定する明細書として使用します。
イ	イ
ロ	ロ
ハ	ハ
ニ	ニ
ホ	ホ
ヘ	ヘ
ト	ト
チ	チ
リ	リ
ヌ	ヌ
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13

六十三 還付

改 正 後	改 正 前
<p>(中間申告書の提出を要しない法人の還付申告)</p> <p>17-2-1 法第71条第1項ただし書(中間申告)又は第71条の2(中間申告書の提出を要しない場合)の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該<u>中間期間</u>において生じた災害損失金額(法第72条第4項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する災害損失金額をいう。)がある場合には、同条第1項各号及び第4項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付における還付金額の計算)</p> <p>17-2-2 法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得事業年度(同項に規定する還付所得事業年度をいう。以下この節において同じ。)の所得の金額及び法人税の額並びに欠損事業年度(同項に規定する欠損事業年度をいう。)の欠損金額(通算法人(その欠損事業年度が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。17-2-4を除き、<u>以下この節において同じ。</u>)以外の法人にあっては同項に規定する欠損金額をいい、通算法人にあっては同条第7項の規定により計算される金額をいう。17-2-3を除き、<u>以下この節において同じ。</u>) (当該欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同条第1項の規定により計算した金額による。</p> <p>(注)</p>	<p>(中間申告書の提出を要しない法人の還付申告)</p> <p>17-2-1 法第71条第1項ただし書(中間申告)又は第71条の2(中間申告書の提出を要しない場合)の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該<u>中間事業年度</u>において生じた災害損失金額(法第72条第4項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する災害損失金額をいう。)がある場合には、同条第1項各号及び第4項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付における還付金額の計算)</p> <p>17-2-2 法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得事業年度(同項に規定する還付所得事業年度をいう。以下この節において同じ。)の所得の金額及び法人税の額並びに欠損事業年度(同項に規定する欠損事業年度をいう。)の欠損金額(当該欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同項の規定により計算した金額による。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</p> <p>17-2-3 法人が法第74条(確定申告)の規定による確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された欠損金額(当該法人が通算法人である場合にあっては、法第80条第7項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により計算される欠損金額)に基づいて法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第80条の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付)</p> <p>17-2-4 法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、還付所得事業年度が2以上ある場合、欠損金額又は災害損失欠損金額(通算法人(その事業年度又は同条第5項に規定する中間期間が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度又は同項に規定する中間期間終了の日に終了するものに限る。以下17-2-4において同じ。))以外の法人にあっては同項に規定する災害損失欠損金額をいい、通算法人にあっては同条第8項の規定により計算される金額をいう。以下この節において同じ。)をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。</p> <p>(中間申告書の提出を要しない法人の還付請求)</p> <p>17-2-6 中間期間(災害(法第80条第5項(欠損金の繰戻しによる還付))に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了するものに限る。)について、法第71条第1項</p>	<p>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</p> <p>17-2-3 法人が法第74条(確定申告)の規定による確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された欠損金額に基づいて法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付)</p> <p>17-2-4 法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、還付所得事業年度が2以上ある場合、欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。</p> <p>(中間申告書の提出を要しない法人の還付請求)</p> <p>17-2-6 中間事業年度(災害(法第80条第5項(欠損金の繰戻しによる還付))に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了するものに限る。)について、法第71条第1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ただし書(中間申告)又は第 71 条の 2(中間申告書の提出を要しない場合)の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間期間の災害損失欠損金額について法第 80 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることに留意する。</p> <p>(注) 法第 2 条第 30 号(定義)に規定する中間申告書には期限後申告書は含まれないのであるから、法第 72 条第 1 項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する中間申告書の提出と同時に提出する法第 80 条第 9 項の還付請求書についても、当該中間申告書の法第 71 条第 1 項の提出期限までに提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付)</p> <p>17-2-7 青色申告書を提出する法人(措置法第 66 条の 12 第 1 項各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人に限る。)が、法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項に規定する欠損事業年度(中間期間を除く。)において、同条第 5 項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合には、当該欠損金額について同条第 1 項の規定による法人税の還付請求ができることに留意する。</p>	<p>項ただし書(中間申告)又は第 71 条の 2(中間申告書の提出を要しない場合)の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間事業年度において生じた災害損失欠損金額(法第 80 条第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。)について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることに留意する。</p> <p>(注) 法第 2 条第 30 号(定義)に規定する中間申告書には期限後申告書は含まれないのであるから、法第 72 条第 1 項に規定する中間申告書の提出と同時に提出する法第 80 条第 6 項の還付請求書についても、当該中間申告書の法第 71 条第 1 項の提出期限までに提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付)</p> <p>17-2-7 青色申告書を提出する法人(措置法第 66 条の 12 各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号)第 7 条(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付)の規定により、令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度において措置法第 66 条の 12 の規定(当該事業年度が令和 2 年 3 月 31 日以前に終了した事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)附則第 91 条第 1 項(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第 15 条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の措置法第 66 条の 13(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)の規定)の適用を受けない法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>青色申告書を提出する法人が、措置法第 66 条の 12 第 1 項ただし書に規定する事業年度において生じた災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合についても、同様とする。</u></p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算)</p> <p>17-2-8 12-2-1 から 12-2-15 まで(滅失損等の計上時期等)は、法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項の規定を適用する場合の災害損失の額 (令第 156 条第 4 項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する損失の額をいう。) の計算について準用する。</p>	<p><u>を含む。)</u>に限る。) が、法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項に規定する欠損事業年度 (中間事業年度を除く。)において、同条第 5 項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合には、当該欠損金額について同条第 1 項の規定による法人税の還付請求ができることに留意する。</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算)</p> <p>17-2-8 12-2-1 から 12-2-15 まで(滅失損等の計上時期等)は、法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項の規定を適用する場合の災害損失の額 (令第 154 条の 3 第 4 項(欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等)に規定する損失の額をいう。) の計算について準用する。</p>

六十四 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(利子の範囲)</p> <p>20-3-1 <u>3-1-3</u> ((4)、(5)及び(7)を除く。) (支払利子等の額の範囲)は、法第 139 条第 2 項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する利子の範囲について準用する。</p>	<p>(利子の範囲)</p> <p>20-3-1 <u>3-2-1</u> ((4)、(5)及び(7)を除く。) (支払利子の範囲)は、法第 139 条第 2 項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する利子の範囲について準用する。</p>

六十五 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(負債の利子の額の配賦)</p> <p>20-5-10 の 2 恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第 142 条第 3 項第 2 号(共通費用の額の配分)に規定する「共通するこれらの費用」の額に含まれる負債の利子(令第 136 条の 2 第 1 項(<u>金銭債務の償還差損益</u>))に規定する満たない部分の金額のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間(当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。)に応じて合理的に計算された金額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、法第 142 条の 5 第 1 項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子を除く。)の額(以下 20-5-10 の 2 において「共通利子の額」という。)については、外国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 1 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、確定した決算に基づく外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額につき、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 207 号)</u>による改正前の令第 22 条第 1 項第 1 号(株式等に係る負債の利子の<u>額</u>)の規定の例により計算した金額による。</p> <p>2 (2)の算式の「自己資本の額」は、当該貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸</p>	<p>(負債の利子の額の配賦)</p> <p>20-5-10 の 2 恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第 142 条第 3 項第 2 号(共通費用の額の配分)に規定する「共通するこれらの費用」の額に含まれる負債の利子(令第 136 条の 2 第 1 項(<u>金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入</u>))に規定する満たない部分の金額のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間(当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。)に応じて合理的に計算された金額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、法第 142 条の 5 第 1 項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子を除く。)の額(以下 20-5-10 の 2 において「共通利子の額」という。)については、外国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>㊦ 1 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、確定した決算に基づく外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額につき、令第 22 条第 1 項第 1 号(株式等に係る負債の利子の<u>計算</u>)の規定の例により計算した金額による。</p> <p>2 (2)の算式の「自己資本の額」は、当該貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸</p>

改 正 後	改 正 前
<p>借対照表に計上されている法第2条第22号(定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</p> <p>(外国法人の総資産帳簿価額の円換算)</p> <p>20-5-12 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第37条(寄附金の損金不算入)の規定に準じて計算する場合における令第184条第1項第8号(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定の適用については、同号に規定する「その外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」は、当該事業年度終了の時点における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)に定める電信売買相場の仲値(以下この節において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額による。</p> <p>(金銭債務の償還差損等)</p> <p>20-5-26 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、令第188条第10項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額」のうち同項の規定により計算した金額が、法第142条の4第1項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(……)の額」に含まれることに留意する。</p> <p>(恒久的施設の閉鎖に伴う資産に係る時価の意義)</p> <p>20-5-32 法第142条の8第1項(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損</p>	<p>借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</p> <p>(外国法人の総資産帳簿価額の円換算)</p> <p>20-5-12 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第37条(寄附金の損金不算入)の規定に準じて計算する場合における令第184条第1項第9号(外国法人の寄附金の損金不算入)の規定の適用については、同号に規定する「その外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額」は、当該事業年度終了の時点における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)に定める電信売買相場の仲値(以下この節において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額による。</p> <p>(金銭債務の償還差損等)</p> <p>20-5-26 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、令第188条第10項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「第136条の2第1項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額」のうち同項の規定により計算した金額が、法第142条の4第1項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(……)の額」に含まれることに留意する。</p> <p>(恒久的施設の閉鎖に伴う資産に係る時価の意義)</p> <p>20-5-32 法第142条の8第1項(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損</p>

改 正 後	改 正 前
<p>益)に規定する「恒久的施設閉鎖事業年度(……)終了の時に恒久的施設に帰せられる資産」の価額を算定する場合には、<u>12の7-3-1(通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義)</u>の取扱いを準用する。</p> <p>(繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算)</p> <p>20-5-33 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法第61条の6(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)の規定に準じて計算する場合(以下20-5-33において「繰延ヘッジ処理」という。)又は規則第27条の7第2項(<u>デリバティブ取引</u>)に規定する取引を行っている場合(当該取引に相当する内部取引がある場合を含む。以下20-5-33において「特例金利スワップ取引等」という。)において、<u>令第19条第2項(関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額)</u>の規定に準じて計算する場合における同項に規定する支払利子等の額、法第142条の4第1項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する負債の利子の額、法第142条の5第1項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子の額及び令第193条第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理のヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等の受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意する。</p>	<p>益)に規定する「恒久的施設閉鎖事業年度(……)終了の時に恒久的施設に帰せられる資産」の価額を算定する場合には、<u>12の3-2-1(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)</u>の取扱いを準用する。</p> <p>(繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算)</p> <p>20-5-33 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法第61条の6(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)の規定に準じて計算する場合(以下20-5-33において「繰延ヘッジ処理」という。)又は規則第27条の7第2項(<u>金利スワップ取引等の特例処理</u>)に規定する取引を行っている場合(当該取引に相当する内部取引がある場合を含む。以下20-5-33において「特例金利スワップ取引等」という。)において、<u>法第23条第4項(負債利子の控除)</u>の規定に準じて計算する場合における同項に規定する負債の利子の額、法第142条の4第1項(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する負債の利子の額、法第142条の5第1項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子の額及び令第193条第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理のヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等の受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意する。</p>

六十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>連結改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）のうち同法第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）に係る部分、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）をいう。）及び4年改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第14号）をいう。）による改正前の法、令及び規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の法人税基本通達の取扱いの例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) この法令解釈通達による改正後の1-2-6（(1)へ及び(2)チに係る部分に限る。）の取扱いは、令和4年10月1日以後に1-2-6(1)へ及び(2)チに掲げる場合に該当する事実が生じた場合について適用する。</u></p> <p><u>(2) この法令解釈通達による改正後の2-3-22の6の取扱いは、法人が令和2年4月1日以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用する。</u></p> <p><u>(3) この法令解釈通達による改正後の7-1-11の2及び7-1-11の3の取扱いは、法人が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用する。</u></p> <p><u>(4) この法令解釈通達による改正後の9-5-8から9-5-11までの取扱</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>いは、法人の令和5年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</u></p> <p><u>(経過的处理(3)…労働者協同組合への組織変更により特定非営利活動法人又は企業組合が普通法人又は公益法人等に該当することとなった事実が生じた日)</u></p> <p><u>特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第2条第2項(定義)に規定する特定非営利活動法人をいう。以下経過的处理(3)において同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法第3条第4号(種類)に掲げる企業組合をいう。以下経過的处理(3)において同じ。)が労働者協同組合法附則第4条(組織変更)の規定による労働者協同組合への組織変更(以下経過的处理(3)において「組織変更」という。)をしたことにより法第14条第1項第4号(事業年度の特例)に掲げる事実が生じた場合の同号に規定する「その事実が生じた日」は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める日をいう。</u></p> <p><u>(1) 特定非営利活動法人が組織変更をした場合(労働者協同組合法附則第16条第4項(特定非営利活動法人の組織変更計画の承認等)において準用する同法附則第5条第4項第7号(企業組合の組織変更計画の承認等)に規定する効力発生日において、同法第94条の3第2号(認定の基準)に規定する特定労働者協同組合(以下経過的处理(3)において「特定労働者協同組合」という。)に該当しない場合に限る。) 当該効力発生日</u></p> <p><u>(2) 企業組合が組織変更をした場合(労働者協同組合法附則第5条第4項第7号に規定する効力発生日において、特定労働者協同組合に該当する場合に限る。) 当該効力発生日</u></p> <p><u>(経過的处理(4)…企業組合又は特定非営利活動法人が労働者協同組合に組織変更をした場合の該当することとなる日等)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>経過的取扱い(3)の(1)及び(2)に掲げる場合において、法第14条(事業年度の特例)の規定以外の規定を適用する場合における「該当することとなる日」又は「該当することとなった日」については、経過的取扱い(3)の取扱いを準用する。</p>	